

協議事項No. 1

守谷市障がい者福祉計画（第4期）
守谷市障がい福祉計画（第7期）
守谷市障がい児福祉計画（第3期）
(素案)

令和6年●月
守 谷 市

目 次

第1部 序論

第1章 計画策定の趣旨について.....	2
1 計画策定の趣旨・背景	2
2 近年の障がい者を取り巻く制度改正の動き	3
3 計画の位置付け	4
4 計画の期間	8
5 計画の対象	8
6 計画の策定体制	9
7 計画の進行管理	9

第2部 守谷市障がい者福祉計画（第4期）

第1章 計画の基本的な考え方.....	12
1 基本理念	12
2 施策目標	13
3 施策の体系	15
第2章 施策の推進.....	16
1 地域で自立した主体的な生活の支援	16
1－1 生活支援サービスの充実	16
1－2 保健・予防の充実	24
1－3 権利擁護の推進	28
2 共に築く福祉のまちづくり	32
2－1 共に支え合うまちづくりの推進	32
2－2 安全・安心な生活環境づくり	35
3 ライフステージに応じた社会参加の支援と自立	39
3－1 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	39
3－2 教育の充実	42
3－3 雇用・就労の促進	46
3－4 社会参加の促進	49

第3部 守谷市障がい福祉計画（第7期） 守谷市障がい児福祉計画（第3期）

第1章 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る成果目標	53
1 施設入所者の地域生活への移行	53
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	54
3 地域生活支援の充実	55
4 福祉的就労等から一般就労への移行等	56
5 障がい児支援の提供体制の整備等	57
6 相談支援体制の充実・強化等	57
7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	58
第2章 障がい福祉サービス等の見込み	59
1 見込量確保の方針	59
2 障がい福祉サービスの見込量	59
3 地域生活支援事業の見込量	65
4 障がい児通所支援・障がい児相談支援の見込量	69

参考資料

1 統計からみる障がい者の状況	73
2 用語解説	91

第1部 序論



計画策定の趣旨について

1 計画策定の趣旨・背景

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進む中で、障がい福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、「障害者基本法」の理念にのつとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく社会参画と意思決定を行い、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながらともに支え合う共生社会の実現が求められています。

国においては、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、社会的障壁の除去と合理的配慮の提供を明記したほか、同時に施行された「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」においても、雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いを禁止する旨が規定されるなど、平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」の着実な実現に向け各種法整備が進められてきました。

その後も、障がい者に係る法律・制度の改正が進められる中で、令和5年には「第5次障害者基本計画」が策定され、共生社会の実現に向け、障がいの有無に関わらず、全ての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重し、障がいをもつ人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することを基本理念とした取組が進められています。

守谷市（以下「本市」）では、「障がい者計画」や「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の策定を通じて、障がい福祉の推進を図っており、平成30年度に「守谷市障がい者福祉計画（第3期）」、令和3年度に「守谷市障がい福祉計画（第6期）・守谷市障がい児福祉計画（第2期）」を策定し、各種施策に取り組んでまいりました。これらの計画期間が令和5年度をもって終了することから、計画の基本理念である「全てのひとが地域社会で共生することができるまち」を念頭に、次期計画である「守谷市障がい者福祉計画（第4期）・守谷市障がい福祉計画（第7期）・守谷市障がい児福祉計画（第3期）」を策定し、本市における障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。

2 近年の障がい者を取り巻く制度改正の動き

時期	項目	備考
平成5年	障害者基本法施行（心身障害者対策基本法から移行）	身近な市町村を実施主体として在宅福祉サービスを拡充し、自立と社会参加を進める方向
平成18年	障害者自立支援法施行	3障がい一元化、就労支援の強化、地域生活への移行促進を目指し、国がサービスを義務的給付化
平成24年	障害者虐待防止法施行	市町村障害者虐待防止センターの設置義務化等
平成25年	障害者自立支援法が障害者総合支援法に移行	制度・サービスはほぼ踏襲するも、共生社会の実現を強調
	障害者優先調達推進法施行	障がい者就労施設等が供給する物品等の需要促進、受注機会確保を図る
平成26年	障害者権利条約を日本が批准	障害者差別解消法等の関連法を整備
平成28年	障害者差別解消法施行	「合理的配慮」の不提供の禁止が法定（公共機関は義務、民間は努力義務）
	改正障害者雇用促進法施行	障がい者に対する差別禁止、合理的配慮の提供義務を規定
	成年後見制度利用促進法施行	成年後見制度の利用促進を図る
	改正障害者総合支援法・改正児童福祉法施行	障害児福祉計画策定など障がい児支援の一層の強化を目指す
	改正発達障害者支援法施行	発達障がい者への一層の支援強化を目指す
平成30年	改正障害者総合支援法施行	「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進
	改正児童福祉法施行	障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充
	改正社会福祉法施行	生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化
	改正障害者雇用促進法施行	法定雇用率の算定基礎の見直し
令和元年	改正社会福祉法施行	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図る
令和3年	改正社会福祉法施行	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援
	医療的ケア児支援法施行	医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
令和4年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法施行	障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進
令和6年	改正障害者差別解消法施行	民間事業者による合理的配慮の提供が法的義務となり、国と自治体が連携協力する責務が新設
	改正児童福祉法施行	要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うことも家庭センターの設置の努力義務化

|| 3 計画の位置付け

(1) 計画の性格

「守谷市障がい者福祉計画（第4期）・守谷市障がい福祉計画（第7期）・守谷市障がい児福祉計画（第3期）」（以下「本計画」）は、「障がい者計画」、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」の3計画を一体的に策定したものです。「障がい者計画」は本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体・事業者、市が活動を行う際の指針となるものです。

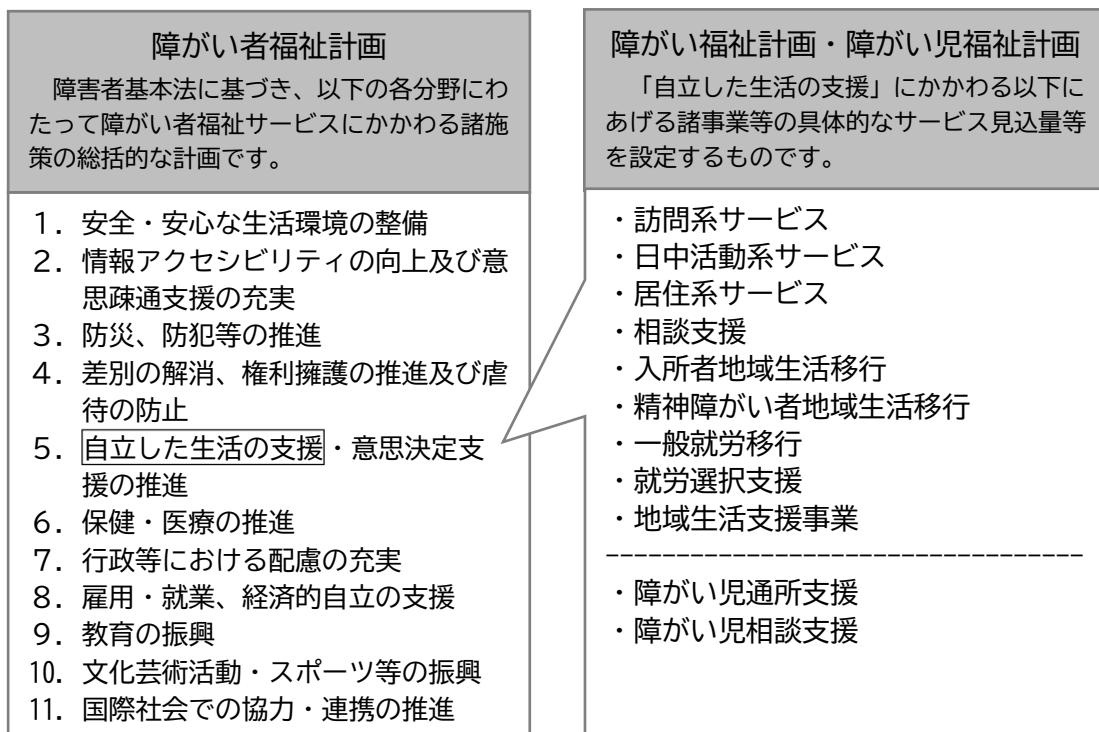
「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」は、障がい者福祉施策を円滑に実施するために、障がい者（児）福祉の方向性をふまえたサービス量等の目標設定を行い、その確保をするための方策を定める計画となります。

(2) 根拠法令

障害者基本法による「障がい者計画」は、障がい福祉施策等の基本理念や基本的事項を規定したものであるのに対し、障害者総合支援法による「障がい福祉計画」と児童福祉法による「障がい児福祉計画」は、生活支援にかかわる各種福祉サービスの障がい種別共通の給付等の事項を規定したものです。

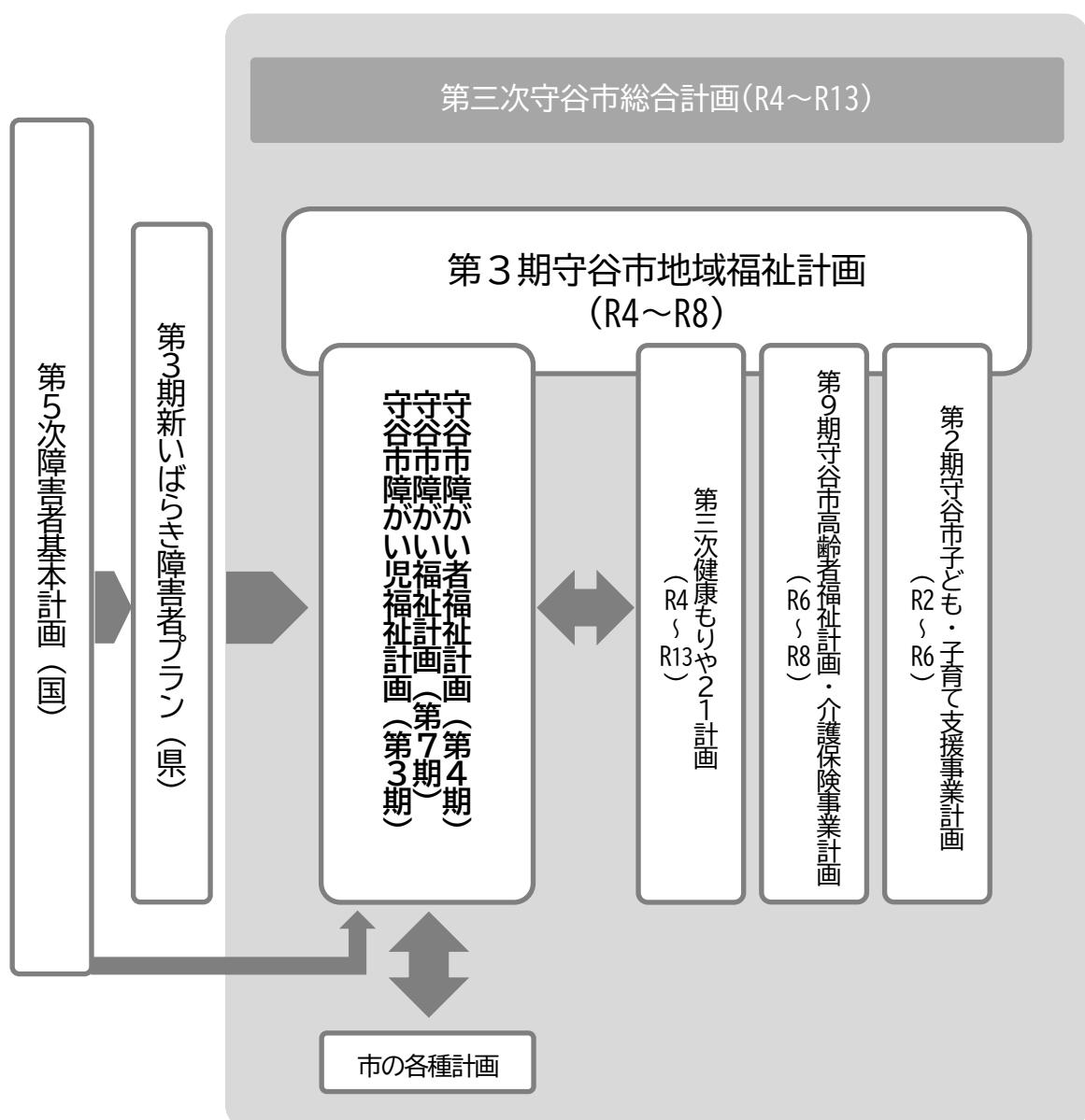
	障がい者福祉計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
内容	障がい者施策の基本方針について定める計画	障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	障がい児童通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に関する計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法

【「障がい者福祉計画」、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」の関係と施策体系】



(3) 関連計画

本計画は、市の最上位計画である「第三次守谷市総合計画」の障がい者福祉部門計画として位置付けられます。本計画では、本市が策定した「第3期守谷市地域福祉計画」、「第2期守谷市子ども・子育て支援事業計画」、「第9期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「第三次健康もりや21計画」等の各種関連計画との整合・連携を図るとともに、国及び県が策定した上位計画・関連計画も踏まえつつ、本市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していきます。



(4) SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGsは17の目標と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを基本理念として掲げています。SDGsの17の目標は、全世界に共通した普遍的な課題であり、「誰一人取り残さない」という理念は、障がいをもつ人々を含めた本市に住む全ての人々が、相互に尊重し支え合う「共生社会」を目指すという本プランの方針にも当てはまるものです。

そのため、障がい福祉施策を推進するに当たっては、SDGsを意識して取り組むことで、社会における様々な主体と連携しながら、障がいのある人々の人格と個性が尊重され、その最善の利益が実現される社会を目指します。



|| 4 計画の期間

今回策定する「守谷市障がい者福祉計画（第4期）」は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間を計画の期間とします。また、「守谷市障がい福祉計画（第7期）・守谷市障がい児福祉計画（第3期）」は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画の期間とします。

区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
福祉がい 計画者			第3期				第4期		
福祉がい 計画			第6期		第7期			第8期	
福祉がい 計画児			第2期		第3期			第4期	

|| 5 計画の対象

本計画は、障がい者（児）施策全般についての計画であり、保健・医療、教育、子育て、就労、文化、スポーツ、防災、まちづくりなど、複数の領域に関係しています。

また、障がいのある人もない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現をめざすためには、全ての市民の理解と協力が必要であることから、計画対象は全市民としています。

ただし、法令等の規定により事業の対象となる障がい者の範囲が限定されている場合は、当該法令等の範囲とします。

障害者基本法（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

|| 6 計画の策定体制

(1) 計画策定の体制

障がい福祉に関する団体・障がい福祉サービス事業者・関係機関の代表者、及び学識経験者等で組織する「守谷市保健福祉審議会（障がい者福祉分科会を含む）」「守谷市地域自立支援協議会」を開催し、関係団体や事業所への個別ヒアリングを実施し、計画策定に関して有益な意見を取り入れながら、計画を策定しました。

(2) 計画策定への市民参加

本計画の策定にあたって、障がい者等のニーズや生活状況等を把握するため、障がい者手帳所持者等及びそのご家族へのアンケート調査、パブリックコメントを実施しました。

令和5年に本計画を策定するに当たり行ったアンケート調査

- ・調査名称：障がい者福祉に関するアンケート調査
- ・実施時期：発送 令和5年1月10日（火）
回収 令和5年1月27日（金）
- ・実施方法：返信用封筒を同封し、郵送配布、郵送回収及びインターネット回答
- ・調査対象者：市内在住の身体・知的・精神いずれかの障がい者手帳を有する人、
自立支援医療受給者、難病患者、障がい福祉サービス・障がい児通
所支援受給者 4,000人
- ・回答者数：1,591人（回収率39.8%）

|| 7 計画の進行管理

守谷市障がい者福祉計画に掲げる事項については、守谷市保健福祉審議会において進行管理を行い、その結果を守谷市地域自立支援協議会に報告します。

守谷市障がい福祉計画及び守谷市障がい児福祉計画に掲げる事項については、守谷市地域自立支援協議会において進行管理を行い、その結果を守谷市保健福祉審議会に報告します。

進行管理の結果は、市ホームページ等を活用して公表します。

なお、法令の改正等による障がい者施策の変更や計画の進行管理の結果から計画の改定が必要となった場合には、以下の表に掲げる区分により実施するものとします。

計画の別	改定の審議	諮問・答申
守谷市障がい者福祉計画	守谷市保健福祉審議会	守谷市保健福祉審議会
守谷市障がい福祉計画 守谷市障がい児福祉計画	守谷市地域自立支援協議会	

第2部

守谷市障がい者福祉計画（第4期）



計画の基本的な考え方

|| 1 基本理念

「第三次守谷市総合計画」では、変化をおそれず進化を続け新しい価値を創造するまち、個性ある魅力を発信し住まう場として選択されるまち、自然・人・街にエネルギーが満ち溢れ循環し持続するまち、豊かな自然環境と都心近接の優位性を最大限に活用し発展するまちを目指し、『水と緑のパワースポット もりや～持続・創造・進化するまち～』を将来像としています。

また、施策・るべき未来の姿の一つとして、『誰もが身近な地域で助け合いながら安心して暮らせる』を掲げ、子どもから高齢者、障がいを持つ人が誰もが、互いに理解を深め、支え合い、安心して暮らせることを目指しています。

障がいのある人もない人も、全ての市民が住み慣れた地域で生き生きと暮らしていくためには、地域社会を構成する一人一人が支え合いながら、共に暮らし、共に働き、共に学び、共に憩える地域社会の実現が必要です。

そのために、前計画の基本理念を引き継ぎ、様々な個性を持った全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域社会で共に生きる一員として、相互に支え合い、助け合い、人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目指します。

【 基 本 理 念 】

全てのひとが地域社会で共生することができるまち

|| 2 施策目標

基本理念の実現に向けて、次の三つの施策目標を設定し、分野別に施策を推進します。

(1) 地域で自立した主体的な生活の支援

障がいのある人が、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活が保障されるよう、権利擁護を推進するとともに、地域社会で必要な支援を受けながら自分らしく暮らすことができるよう、自らの選択により必要な保健・医療・福祉の提供が受けられるよう支援体制を整備します。

1－1 生活支援サービスの充実

障がい者が住み慣れた地域等で自分らしく暮らしていくことができるよう、福祉サービスを始めとした様々な支援を提供できるよう、生活の支援に係る取組を充実します。

1－2 保健・予防の充実

生涯にわたって心身ともに健康に暮らすことができるよう保健事業や相談事業等を実施し、疾病の予防や早期発見・早期治療の取組を充実します。

1－3 権利擁護の推進

障がい者の権利が不当に侵害されないよう必要な支援をするとともに、障がいを理由とする差別の解消や障がい者に対する虐待防止の取組を推進します。

(2) 共に築く福祉のまちづくり

全ての市民が相互に支え合い、助け合い、人格と個性を尊重し合いながら住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、障がいについての理解を深める事業を推進するとともに、多様な支え合いの活動や交流を促します。

2－1 共に支え合うまちづくりの推進

「障がい」についての理解を深めるための取組や市民参加による多様な福祉活動を展開することにより、障がいのある人もない人も相互に支え合うまちづくりを推進します。

2－2 安全・安心な生活環境づくり

日常生活における様々な障壁（バリア）を除去することにより暮らしの環境を整えるとともに、安全な暮らしのために防犯・防災施策を推進します。

(3) ライフステージに応じた社会参加の支援と自立•

障がいのある人も地域の一員として「共に学び、共に働き、共に地域を創る」ことを基本に捉えながら、障がいの特性やライフステージに応じて療育・教育・就労・社会参加の機会が得られ、一人一人が自立できる施策を推進します。

3－1 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

障がい者の情報通信技術の利用・活用の機会の拡大を図るため、だれもが、自由に情報の発信やアクセスができ、意思疎通支援等を可能にする取組を進めます。

3－2 教育の充実

障がいの有無にかかわらず、可能な限り共に教育を受けることができる環境を整備し、支援体制を充実します。

3－3 雇用・就労の促進

障がい者の自立や生活基盤の整備に資することができるよう、障がい者の雇用の拡大に向けた取組や様々な就労の機会の確保の取組を進めます。

3－4 社会参加の促進

障がい者の社会参加に資することができるよう、移動手段の確保や文化・スポーツ活動等の振興の取組を進めます。

3 施策の体系

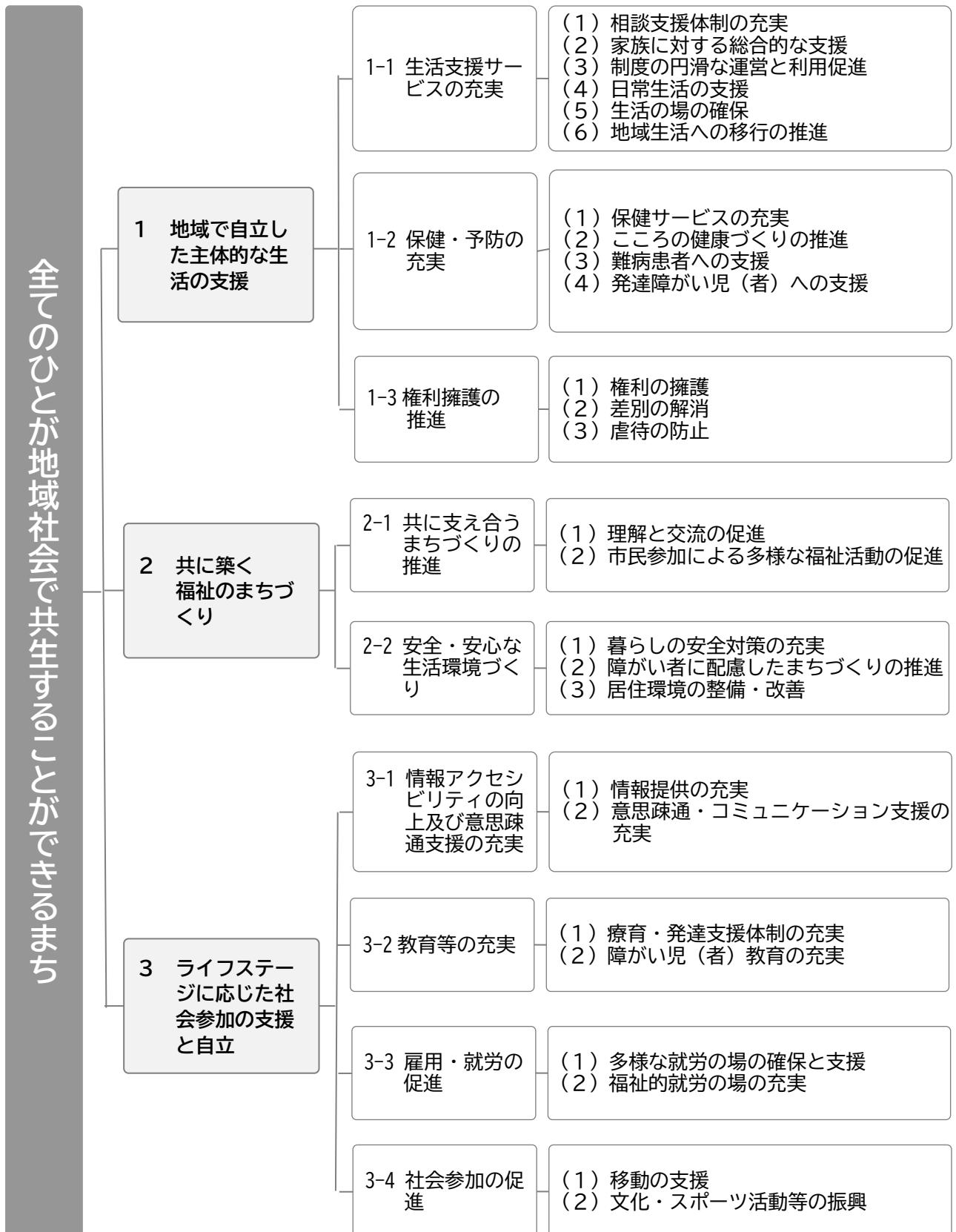
[基本理念]

[施策目標]

[施策の柱]

[施策]

全てのひとが地域社会で共生することができるまち





施策の推進

1 地域で自立した主体的な生活の支援

1-1 生活支援サービスの充実

(1) 相談支援体制の充実

【現状と課題】

障がいのある人が住み慣れた地域や家庭で自立して暮らしていくことをするとき、身近に相談できる体制が整っていることや情報提供の充実が重要です。

個々の障がいのある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や、支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要です。

【取組の方向性】

障がい者やその家族から寄せられる様々な相談の内容に応じて、適切な支援につなげることができるよう、市の各相談窓口の連携に努めます。また、身近な相談から専門的な相談に至るまでの総合的な相談体制を構築するため、市と相談支援事業所や関係機関が連携を密にし、適切な支援につなげます。

複合化・複雑化している福祉課題や相談ニーズに応えるため、基幹相談支援センターの設置をするとともに、関係機関との連携を強化し、重層的な支援体制の構築を図ります。

【取組】

施策・事業	内容	取組の方向性	実施主体
関係機関による相談体制の整備	市に寄せられる、保健・医療・福祉等の多岐にわたる相談に的確に対応できるよう、課の単位にとらわれる事なく、関係部署が連携して支援します。また、市の機関のみで解決できない相談については、医療機関・保健所等の外部の関係機関と連携し、相談支援を実施します。さらには、そうした支援のための重層的な体制整備を進めます。	継続	社会福祉課 保健センター 健幸長寿課 地域包括支援センター のびのび子育て課
基幹相談支援センターの設置	相談支援体制を充実・強化するため、総合的な相談支援及び地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センターを設置します。	新規	社会福祉課
福祉サービス利用に係る相談体制の整備	福祉サービスの利用相談に対し、相談支援事業所の十分なアセスメントにより必要な福祉サービスが受けられるよう適切に支援します。 また、事業者の参入を促して相談支援体制の更なる充実を図るとともに、県の人材育成に係る各種研修等を活用し、相談支援専門員の資質向上に取り組みます。 さらに、地域の障がいのある児童に日常生活における基本的動作の指導、必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を実施する児童発達支援センターの設置を検討していきます。	継続	社会福祉課
医療的ケア児(者)との保護者への相談支援体制の充実	市に配置する医療的ケア児等コーディネーターが医療的な支援が必要な児(者)及びその家族の相談に応じ、情報の提供、助言等の支援を行うほか、保健・医療・福祉・教育等の関係機関等への情報提供及び連絡調整等の連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。	新規	社会福祉課 保健センター 介護福祉課 のびのび子育て課 すくすく保育課 北園保育所 教育指導課
障がい者相談員による支援	当事者やその家族だからこそ打ち明けられるような相談については、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員が同じ目線に立って、相談支援を実施します。また、障がい者相談員の資質向上のため、相談員研修会に積極的に参加します。	継続	社会福祉課
民生委員・児童委員による支援	民生委員・児童委員の役割や活動について広く周知を図り、身近な地域で相談が受けられるようにします。	継続	社会福祉課

(2)家族に対する総合的な支援

【現状と課題】

障がい者本人を支える家族については、一人で問題を抱え、かつ社会から孤立している現状が指摘されています。

アンケート調査においては、障がい者を支える介護・介助者の年齢も65歳以上の割合が高くなっています。介護者の高齢化に伴い、介護者自身の心身の変化に伴う支援も必要となるケースも少なくありません。80歳代の親が50歳代の子どもの生活を支える、いわゆる「8050問題」といった課題も目立ちはじめています。

また、大人に代わり日常的に家事や家族の世話をするヤングケアラーの問題も指摘されており、障がい者本人を支える家族の孤立防止や、他機関との連携により、必要な支援や福祉サービスにつなげていくことが必要です。

【取組の方向性】

障がい者本人を支える家族の孤立防止や必要な支援につなげるため、関係機関と連携を図り、相談や福祉サービスが届くように連絡調整するとともに、周知啓発を促進します。

また、高齢の介護者や大人に代わり家事や家族の世話をを行う子ども（ヤングケアラー）についても関係機関と連携し、必要な支援につなげていきます。

【取組】

施策・事業	内容	取組の方向性	実施主体
家族介護者・介助者への支援	関係機関と連携を図り、障がい者の家族に対し、相談やサービスの提供が適切に行われるよう、情報の周知啓発など支援の充実の実現に努めます。また、家事や家族の世話をを行う子ども（ヤングケアラー）についても正確に把握し、適切な支援を行います。	新規	社会福祉課 健幸長寿課 地域包括支援センター のびのび子育て課 教育指導課
地域生活支援拠点等の整備検討	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制について検討し、整備促進を図ります。	新規	社会福祉課

(3)制度の円滑な運営と利用促進

【現状と課題】

障がい者に対する各種制度の周知にあたり「障がい福祉のしおり」を配布し、また、特別支援学校在籍者と保護者を対象に勉強会を行いサービスやその他の制度について案内しています。

障がいを理由に日常生活に支障がある方の相談があった場合、障がい福祉サービス等の案内をし、相談支援専門員や事業所と連携をしながら、その方に応じたサービスが提供されるように支援しています。

障がい者が必要とする支援を適切に受けることができるよう、各種制度や福祉サービスの情報提供を行うとともに、提供されるサービスの質の向上を図るため、事業所に対して必要な指導を行うことが必要です。

【取組の方向性】

障がい者が必要な情報を取得しやすいよう、さまざまな媒体を活用し、福祉サービスや給付等の各種制度を案内し、必要とする制度が円滑に利用できるよう支援します。

また、茨城県や関係市町村と連携し、サービスの質の向上に向けた事業所への指導を行います。

【取組】

施策・事業	内容	取組の方向性	実施主体
障がい者に対する各種制度の周知	市ホームページへの掲載や「障がい福祉のしおり」の配布のほか、SNSの活用などにより、障がい者に対する支援制度や福祉サービスを様々な方法で周知します。	拡大	社会福祉課
福祉サービスの利用の促進	障がい者が日常生活や社会生活を送る上で必要とされる福祉サービスを案内し、その人に応じたサービスの種類及び量の適切な確保を図ります。	継続	社会福祉課
福祉サービスの質の向上	サービスの質の向上及び事業所運営の適正化を目的として、県や関係市町村と連携してサービス提供事業者に対し実地指導を行います。また、事業所の資質向上のため、事業所同士が活発に意見や情報の交換が行えるよう、必要な支援を行います。	継続	社会福祉課

(4) 日常生活の支援

【現状と課題】

福祉サービスに対する多様なニーズが見られる中、障がいのある人の個々のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、福祉サービスの質的・量的な充実が求められています。

障がいのある人が望む地域生活を継続していくために、サービス等利用計画の定期的な見直しを行い、ライフステージで必要となるサービスを適切に提供することが必要となります。

さらに、重度の障がい者等（強度行動障がい、重症心身障がい等）や医療的ケア児（者）が地域生活を送るためには、個々の状況に応じて、さまざまな支援を包括的にできる体制の整備が求められています。実態やニーズを把握したうえで、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携を図り、切れ目のない一貫した支援の提供が必要となっています。

【取組の方向性】

障がい者や医療的ケア児（者）が住み慣れた地域において安心して暮らしていくことができるよう、福祉サービスの提供体制の充実を図ります。また、障がい者等の生活の支援と安定を図るための各種制度の周知を行います。

【取組】

施策・事業	内容	取組の方向性	実施主体
介護給付の提供	日常生活に支援が必要な障がい者が、自宅や施設において安心して生活ができるよう、サービスの提供体制を確保します。	継続	社会福祉課
訓練等給付の提供	地域社会において自立した生活ができるよう、必要な訓練を受けたり、福祉的就労や就労についての支援が受けられるよう、サービスの提供体制を確保します。	継続	社会福祉課
障がい児通所支援の提供	療育が必要な児童やその保護者が適切な支援が受けられるよう、サービスの提供体制を確保します。	継続	社会福祉課

施策・事業	内容	取組の方向性	実施主体
その他の生活支援サービスの提供	障がい福祉サービスや障がい児通所支援では満たしきれない支援ニーズに対応するため、地域生活支援事業を実施して、支援の更なる充実を図ります。また、身体に障がいのある人に対しては補装具の交付等により、日常生活や社会生活がより快適に送れるよう支援します。	継続	社会福祉課
サービス提供事業者の参入促進	訪問系サービスや短期入所を行う市内の事業所が少ないため、民間事業者に事業所の開設を促します。また、新たな支援ニーズが顕在化した場合には、必要に応じて事業者の参入を促します。	継続	社会福祉課
生活を支援する制度の周知	障がい者の生活の支援を図るため、障がい者が受給できる年金や手当について周知します。また、税の控除や医療費の助成制度、各種割引制度を案内し、障がい者の経済的負担の軽減を図ります。	継続	社会福祉課
重度障がい者等（強度行動障がい、重症心身障がい等）への支援	重度の障がい者が地域生活を送ることができるよう、より幅広く多くのサービス提供事業者の参入を促進していきます。	新規	社会福祉課
医療的ケア児(者)に対する地域生活支援体制の推進	医療的な支援が必要な児(者)が身近な地域で保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の各関連分野の十分な支援を受けながら生活できるよう、医療的ケア児等コーディネーターの配置や医療的ケア児支援のために関係機関等が連携を図るための協議の場の設置等の体制構築を図ります。	新規	社会福祉課 介護福祉課 すくすく保育課 北園保育所 学校教育課

(5)生活の場の確保

【現状と課題】

アンケート調査によると、現在の暮らしについて、「家族・親族と同居」が81.4%と最も高くなっています。

また、今後の暮らしについて、「家族・親族と同居」が71.8%と最も高く、次いで「一人暮らし」が12.2%となっています。

障がいのある人が住み慣れた地域で安定した生活を継続するためには、障がいの状況に応じた居住の場を整えることが大切です。

【取組の方向性】

障がい者が人格と個性が尊重された生活を送ることができるよう、それぞれの障がいの特性に応じた多様な生活の場を確保します。

【取組】

施策・事業	内容	取組の方向性	実施主体
グループホームの整備の推進	施設等を退所して地域で生活する人や「親亡き後」に自立した生活を営む場として、グループホームの整備を推進します。	継続	社会福祉課
施設入所の支援	障がいの特性等により在宅生活が困難で、日常生活上の介護が常時必要な人については、充分なアセスメントを実施した上で、施設への入所を支援します。	継続	社会福祉課
公営住宅の入居の支援	障がい者が公営住宅に入居しやすいよう、入居者の選考に当たり配慮します。	継続	建設課

(6) 地域生活への移行の推進

【現状と課題】

施設入所者や長期入院患者の地域生活への移行を推進するに当たっては、施設等が充分なアセスメントを実施し、本人の意向を踏まえながら、地域生活に移行するための支援が必要です。

【取組の方向性】

施設入所者等やその家族が生活の場所や今後のサービスについてどのような意向を有しているか、施設等によるアセスメントを通じて、本人の意向を踏まえた地域生活への円滑な移行や地域生活の継続を支援します。

【取組】

施策・事業	内容	取組の方向性	実施主体
地域生活への移行支援	施設に入所する障がい者が、自宅やアパートでの地域生活への円滑な移行や地域生活の継続ができるよう、相談支援体制を強化します。また、地域社会での生活を送るに当たっては、居宅介護等の居住系サービスを提供するほか、グループホームの利用を支援します。	継続	社会福祉課

1－2 保健・予防の充実

(1)保健サービスの充実

【現状と課題】

発達障がい者等に対して適切な支援を行うためには、発達障がいを早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があります。

また、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、いつでも適切な保健・医療サービスを受けられる体制が必要です。

今後、障がい者の高齢化・重度化がさらに進むとともに、医療的ケアが必要な児童が増えることが予測されるため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が必要となります。

【取組の方向性】

生涯にわたって健康を保持し、障がいの原因となる疾病等の早期発見に資することができるよう、ライフステージに応じて健康診査や保健指導を実施します。

【取組】

施策・事業	内容	取組の方向性	実施主体
乳幼児に対する健康診査の実施	乳幼児の成長段階に応じ、3か月児から3歳5か月児までについて、定期に健康診査を行います。また、健康診査の結果を踏まえて、必要に応じて、事後指導や個別相談を実施します。	継続	保健センター
就学児童等に対する健診の実施	次年度に就学を控えた児童に対し、各小学校において、視力、聴力、内科検診、知能検査等を行います。また、就学後においては、各学校において、内科検診、色覚検査、腎臓検診、心臓検診等を行います。	継続	学校教育課
妊婦の健康診査の実施	病院において妊婦が受ける健康診査について、年14回を上限として健康診査費用の一部を助成します。	継続	保健センター
成人の健康診査の実施	健康づくり健康診査、特定健康診査、後期高齢者医療健康診査といった世代に応じた健康診査のほか、がん検診を実施します。	継続	保健センター

(2) こころの健康づくりの推進

【現状と課題】

現代社会ではライフスタイルの多様化により、家庭、学校、職場などでのストレスが増大し、心の問題を抱えている人が増えています。

守谷市における精神障がい者保健福祉手帳交付者数は527人（令和5年4月1日現在）で市人口の0.75%にあたり、令和4年の490人から37人の増加（1.08倍）となっており、また、自立支援医療（精神通院）受給者数は1,090人（令和5年4月1日現在）で市人口の1.55%にあたり、令和4年の1,038人から52人の増加（1.05倍）となって、いずれも年々増加しています。

精神疾患は誰もが発症する可能性のある病気であること、また適切な治療により症状の安定や治癒が可能であることを啓発するとともに、相談体制の充実など、心のケアに関する施策の実施も必要となります。

【取組の方向性】

こころの健康づくりに関する理解の促進のため、啓発活動や講座を行います。また、専門的知識を有する者の相談が受けられるよう、相談窓口を開設し医療機関等との連携を図ります。

【取組】

施策・事業	内容	取組の方向性	実施主体
理解促進・啓発活動の実施	市広報紙や市ホームページ、健診やイベント等の機会を利用して、こころの健康についての理解促進や啓発活動を実施します。	継続	保健センター
学習機会の提供	メンタルヘルスに関する講座を開講するほか、地域のサークルや町内会などに出向いて、出前講座を実施します。	継続	保健センター
相談窓口の充実	定期的に相談窓口を開設するほか、精神保健福祉士による電話、面接、訪問により、「こころの健康相談」を実施します。	継続	保健センター
関係機関との連携	「こころの健康相談」等において支援が必要と判断されたケースについては、福祉、医療機関、警察等の関係機関と連携してカンファレンス等を実施します。	継続	保健センター

(3)難病患者への支援

【現状と課題】

守谷市における指定難病特定医療費受給者証交付者数は567人(令和5年4月1日現在)、また、小児慢性特定疾病医療受給者証交付者数は62人になります。

また、アンケート調査によると、福祉サービスを利用したことがあるかについて、「ない」が難病で68.4%と高くなっています。

今後も、難病患者やその家族に対し、必要な情報の提供に努めるとともに、難病患者の生活支援のため、必要な福祉サービスの利用支援等の充実が必要です。

【取組の方向性】

難病患者の日常生活や社会生活に資するため、福祉サービスや手当を適切に受給することができるよう支援します。

【取組】

施策・事業	内容	取組の方向性	実施主体
難病患者へのサービスの提供	難病患者の日常生活や社会生活を支援するために、相談支援専門員や福祉サービス事業所と連携して必要な福祉サービスを提供します。また、在宅生活の支援のために必要とされる日常生活用具を給付します。	継続	社会福祉課
小児慢性特定疾病児への日常生活用具の給付	医療機関と連携して制度を案内し、疾病児の在宅生活の支援のために必要とされる日常生活用具を給付します。	継続	社会福祉課
手当の支給	難病患者の福祉の増進のため、難病患者福祉手当を支給します。手当の支給に当たっては、保健所と連携して制度の周知を行うほか、受給資格者に対しては、手当の受給を積極的に勧奨します。	継続	社会福祉課

(4)発達障がい児(者)への支援

【現状と課題】

障がいのある児童が、地域で安心して暮らし続けるためには、乳幼児期から就園・就学・就労までのライフステージに応じた切れ目のない支援が必要であり、関係機関が連携した、訪問相談等及び発達や成長段階に応じた支援の専門的な相談体制の充実が求められます。

アンケート調査によると、お子さんの発達において、気になることがあったとき、誰に（どこに）相談したかについて、「家族・親族」が61.3%と最も高く、次いで「かかりつけの病院」が47.4%、「こども療育教室」が46.8%となっています。

障がいや発達に心配のある子どもに対しては、子どもの発達への家族の不安を丁寧に受け止め、適切な支援につなげることが重要です。さらに早期から発達段階に応じた支援を関係機関の連携のもとしていく、早期発見・早期支援が必要です。

【取組の方向性】

市民が発達障がいの特性についての理解を深めることができるように必要な取組を実施し、発達障がいのある人の自立や社会参加への協力意識を醸成します。また、発達障がいは、症状の発現後できるだけ早期に支援を行うことが重要であるとされていることから、発達障がいの早期発見や総合的な相談体制の構築に向けて取り組みます。

【取組】

施策・事業	内容	取組の方向性	実施主体
発達障がいに関する理解の促進	発達障がいについての知識と理解を深めることができるよう、市広報紙等において特集記事を掲載するほか、学習機会を設けます。	継続	社会福祉課
早期発見の取組	乳幼児健康診査等において育ちに支援を必要とするお子さんやご家族の相談を受け、発達状況に応じて療育や医療等への相談支援につなげます。また、就学時健康診断の結果等を踏まえ、早期からの教育相談・支援体制を引き続き実施します。	継続	保健センター こども療育教室
相談体制の構築	発達障がいのある人の特性に配慮しつつ総合的に相談に応じができるよう、医療機関や保健所、茨城県発達障害者支援センター、教育委員会等の関係機関と連携して相談体制を整備します。	継続	社会福祉課 こども療育教室 教育指導課

1－3 権利擁護の推進

(1)権利の擁護

【現状と課題】

障がいのある人が、差別や偏見、人権侵害を受けることなく一人ひとりが尊重され、権利や財産が擁護されなければなりません。

アンケート調査によると、今後利用したい福祉サービスについて、「成年後見制度利用支援」が、知的障がいで11.1%、発達障がいで10.4%となっています。

また、「成年後見制度」の認知について、「知らない」が45.3%、「知っている」が45.1%となっています。

成年後見制度等の権利擁護にかかる制度を活用しながら、本人の意思をできる限り尊重し、その能力を最大限生かして生活を送ることができるよう支援することが必要です。

【取組の方向性】

「守谷市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、障がいのため自ら法律行為を行うことや財産を管理することが困難な人のために、成年後見制度の利用支援を行います。

【取組】

施策・事業	内容	取組の方向性	実施主体
成年後見制度の周知	成年後見制度について、市広報紙等により制度の周知を図ります。	継続	社会福祉課 健幸長寿課
成年後見制度の利用支援	成年後見制度の利用が必要と見込まれる人について、申立てを行うことができる親族に対して成年後見審判の申立てを促します。また、申立てを行う人がいない場合には、「守谷市成年後見制度利用支援事業実施要綱」に定めるところにより、成年後見制度の利用支援を行います。	継続	健幸長寿課 社会福祉課 社会福祉協議会

(2)差別の解消

【現状と課題】

障害者差別解消法は、不当な差別的取扱いを禁止し、個々のニーズに応じた合理的配慮の提供を求めており、障がいのある人に対する差別をなくし、誰もが分け隔てなく共生する社会を実現することを目的としています。

アンケート調査によると、「障害者差別解消法」の認知について、「知らない」が68.8%と高くなっています。

障がいがあることを理由に差別的な取扱いを受けたことがあるかについて、「ある」が精神障がいで29.7%、発達障がいで28.3%、知的障がいで26.5%と、他の障がい種別と比べて高くなっています。

また、困っているときに手助けを受けたことがあるかについて、“手助けを受けたことがある”（「お願いして手助けを受けたことがある」と「お願いしなくても手助けを受けたことがある」の合計）が40.1%となっています。

さらに、差別のない社会にするためにどのようなことがあればよいかについて、「どのようなことが差別になるのかを知ること」が51.6%、「障がいの特性を理解すること」が49.3%、「学校での教育」が48.3%となっています。

差別解消に向けた具体的な行動につながるよう、障がいに関する正しい知識を市民の中に広げていくため、法の趣旨や障がいのある人に対する理解を深める啓発活動を進めることが重要です。

【取組の方向性】

障がい者に対する差別行為の防止及び合理的配慮の提供に関する啓発及び知識の普及を行い、障がい者に対する差別の解消を目指します。

【取組】

施策・事業	内容	取組の方向性	実施主体
差別解消の周知・啓発	市広報紙や市ホームページ等により、障がい者に対する差別の解消についての啓発や知識の普及を行います。	継続	社会福祉課
教育現場における啓発	幼児教育や学校教育の中で障がい者に対する理解や知識を深める機会を設けるなど、差別解消に向けた活動に取り組みます。	新規	すくすく保育課 教育指導課

施策・事業	内容	取組の方向性	実施主体
合理的配慮の促進に向けた事業所等への啓発	<p>「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」においては「何人も、障害のある人に対し、差別をしてはならない」とこととされており、障がいを理由とした差別が解消される取組が必要です。</p> <p>障がいに関する正しい知識を市民の中に広げていくため、事業所・学校等への啓発活動を推進していきます。</p>	新規	社会福祉課

(3)虐待の防止

【現状と課題】

虐待の通報については、関係機関と連携をし、再発防止について検討し、障がい福祉サービスの利用につながるように努めています。

今後、さらに権利擁護を推進していくためには、地域及び当事者の人権・権利に対する意識啓発や虐待の理解とともに、権利擁護を担う専門的人材の育成確保にも取り組んでいくことが必要です。

【取組の方向性】

何人も、障がい者を虐待してはならないことを周知し、障がい者虐待の防止や早期発見、迅速な対応及びその後の適切な支援を行います。

【取組】

施策・事業	内容	取組の方向性	実施主体
虐待防止に関する啓発	障がい者に対する虐待防止のため、市民や福祉サービス事業者に対して啓発を行います。	継続	社会福祉課
事業者による虐待の防止	福祉サービス事業所において障がい者に対する虐待が生じないよう、事業者における虐待防止の研修の実施を働きかけます。	継続	社会福祉課
虐待の早期発見・通報	障がい者に対する虐待を発見したときは、速やかに障がい者虐待防止センター（市社会福祉課内）に通報していただけます。	継続	社会福祉課
虐待案件の解決のための体制強化	県、警察及び医療機関等の関係団体と十分に連携し、虐待案件の迅速な解決に取り組みます。	継続	社会福祉課

|| 2 共に築く福祉のまちづくり

2-1 共に支え合うまちづくりの推進

(1)理解と交流の促進

【現状と課題】

障がいに対する理解を促進するためには、障がいのある方との交流や触れ合いの機会を通じて、互いの違いや特性を理解することが必要となります。

アンケート調査によると、3年前に比べて、障がい者や障がいへの理解が進んだ社会になったと思うかについて、発達障がいで「やや進んでいる」が40.5%、精神障がいで「進んでいない」が17.6%と高くなっています。

また、障がい者や障がいへの理解がより進んだ社会にするためにあればよいと思うことについて、「学校での教育」が47.1%と最も高く、次いで「職場での教育」が37.6%、「障がい者の活動の広報・周知」が30.4%となっています。

身近な地域で日常的に交流を深めていくためにも、障がい者団体や事業所等との連携・協力により、多様な機会を通じて地域住民とふれあい、障がいのある人が積極的に社会活動に参画できるよう支援していく必要があります。

また、障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向けて、市民の障がいへの理解、差別や偏見の解消のため、周知啓発を行っていく必要があります。

【取組の方向性】

全ての人が「障がい」についての理解を深めることができるよう、講演会等の学習機会を設けるほか、市広報紙等を通じた啓発活動を行います。また、多様な場面において、障がいのある人とないとの交流機会を増やします。

小・中学校では人権教育や福祉体験学習等を通して理解を深めます。

【取組】

施策・事業	内容	取組の方向性	実施主体
講演会・勉強会の開催	講演会等を開催し、市民が「障がい」についての一般的な知識や専門的な知識を学ぶ機会を確保します。	継続	社会福祉課
広報活動の推進	市広報紙、市ホームページ、パンフレット等の様々な広報手段を用いて、「障がい」や「障がい者」に対する理解を深める啓発活動を推進します。	継続	社会福祉課
障がい者週間における啓発活動の実施	市庁舎に懸垂幕を掲示し、障がい者週間（12月3日から12月9日まで）の周知を図るとともに、この期間中において「障がい」についての理解を深めることができるよう、啓発活動を実施します。	継続	社会福祉課
福祉教育の推進	道徳の時間等において人権教育を実施するほか、福祉体験学習の機会を通して障がいについての理解を深める取組を行います。	継続	教育指導課
交流機会の確保	守谷市障がい者福祉センターによる「ひこうせんまつり」の実施や守谷市障がい福祉サービス事業所連絡協議会主催の「ふくしまつり」などの後援を通じて、障がいのある人となり人との交流機会を確保します。また、特別支援学校の児童と地域の児童との交流機会を確保します。	継続	社会福祉課 教育指導課 社会福祉協議会
心のバリアフリーの推進	障がい者の人格と個性を尊重するために、「障がい」についての理解を深めるとともに、障がいのある人となり人との交流を促進します。また、積極的な声かけや困っている方への手助けの実施など、市民がお互いに理解し、多様性を受容し、助け合う「心のバリアフリー」の普及を図ります。	新規	社会福祉課

(2)市民参加による多様な福祉活動の促進

【現状と課題】

アンケート調査によると、ボランティアの支援の有無について、「ある」が4.9%、「ない」が86.8%となっています。

また、今後、ボランティアの支援を受けたいかについて、知的障がいで「利用したい」が57.7%と高くなっています。

さらに、どのような支援を受けたいかについて、「緊急時・災害時の支援」が54.6%と最も高く、次いで「買い物や病院等の付き添い」が30.6%、「話し相手」が27.9%となっています。

地域のボランティア等の活動については、参加したい意欲のある方には、具体的な相談に応じ、きめ細かく活動内容を紹介する等、ボランティア活動の促進を図るための仕組みが求められます。

【取組の方向性】

市民の地域福祉の意識を高めるとともにボランティア意識の醸成に努め、地域ボランティアが地域福祉活動の担い手となるよう支援します。また、ボランティア団体の交流やボランティア活動の活性化を促します。

【取組】

施策・事業	内容	取組の方向性	実施主体
ボランティアの確保・育成ボランティアの確保・育成	ボランティア養成講座や研修会を開催するほか、ボランティア団体の交流会を実施します。	継続	社会福祉協議会
ボランティア活動の支援	ボランティア活動に関する情報提供や活動場所の支援を行うことにより、市民がボランティア活動に参加できる環境を整えるとともに、ボランティア活動を活性化します。	継続	市民協働推進課 社会福祉協議会

2-2 安全・安心な生活環境づくり

(1)暮らしの安全対策の充実

【現状と課題】

災害時に障がいのある人など支援を必要とする方への対策の推進が、我が国全体で大きな課題となっています。

アンケート調査によると、災害が発生した場合、ひとりで避難することができるかについて、知的障がいで「できない」が59.8%となっています。

避難を助けてくれる人は、「家族・親族」が82.2%と最も高く、次いで「自治会・町内会のひと」が10.6%となっています。

また、災害時に困ることや不安なことについて、知的障がいで「自力で助けを呼ぶことができない」が49.2%と高くなっています。

災害発生時における避難行動に支援が必要な方に対して、地域の人々が協力して助け合う共助の推進に取り組むことで、障がい者の援護体制の強化を図っていくことが必要です。

【取組の方向性】

災害が発生した際に、一人で避難することができない障がい者や医療的ケア児(者)等の支援が行えるよう、地域ぐるみでの見守り体制の構築を図ります。地域関係者、福祉専門職、社会福祉協議会等と連携しながら、順次、優先作成者の個別避難計画の作成を進めています。

また、障がい者や高齢者等に対する犯罪被害を防止するための防犯知識の周知や地域における防犯体制の充実を目指します。

【取組】

施策・事業	内容	取組の方向性	実施主体
避難行動要支援者（医療的ケア児（者）を含む）への配慮	災害が発生した際等に自ら避難することが困難で支援が必要な人を把握し、有事の際にこれらの人人が円滑に避難できるよう、避難行動要支援者名簿を整備し、個別避難計画の作成を推進します。	継続	社会福祉課 社会福祉協議会

施策・事業	内容	取組の方向性	実施主体
福祉避難所の確保	通常の避難所では避難生活が困難な人のために、福祉施設等と協定を結ぶことで福祉避難所を確保します。	継続	社会福祉課 介護福祉課
NET119の登録の勧奨	音声による緊急通報が困難な障がい者に対して、NET119への登録を勧奨し、緊急時の通報手段を確保します。	継続	社会福祉課
「メールもりや」・「Morinfo（もりんふお）」登録の促進	「メールもりや」・「Morinfo（もりんふお）」登録を促進し、災害や防犯に係る情報をいち早く入手できるよう支援します。	継続	交通防災課 社会福祉課 秘書課 デジタル戦略課
防犯体制の充実	障がい者や高齢者等が悪徳商法等の犯罪被害者にならないよう、防犯知識の周知や消費者被害防止に向けた情報を提供します。また、犯罪の発生を未然に防ぐため、地域における自主的な防犯活動を促進します。	継続	経済課 交通防災課

(2)障がい者に配慮したまちづくりの推進

【現状と課題】

アンケート調査によると、悩んでいることや相談したいことについて、視覚障がいで「外出や移動のこと」が17.9%となっています。

障がいの有無にかかわらず誰でも利用しやすい公共施設や公共交通機関等、さらなるバリアフリー化やユニバーサルデザインを取り入れた整備を進めていくことが求められます。

【取組の方向性】

障がいの有無にかかわらず、全ての人が快適に暮らせるよう、建物や道路、公共施設等のバリアフリー化等に取り組むとともに、民間事業者等に対してもこれらの取組への協力を要請します。

【取組】

施策・事業	内容	取組の方向性	実施主体
公共施設のバリアフリー化の推進	公共施設の建設や改修に当たっては、段差の解消や手すりの設置、障がいの特性に配慮した動線の確保等、全ての人が利用しやすいように施設整備を行います。	継続	管財課
安全な歩行空間の整備	道路の新設や改修に当たっては、全ての人が安心して通行できるよう、安全な歩行空間の整備を推進します。また、障がい者の通行の妨げになる歩道上の不法占有物を解消し、安全な歩行空間を確保します。	継続	建設課
点字ブロックの設置	視覚障がい者が安全に移動できるよう、歩道の新設や改修に当たっては、横断歩道箇所に点字ブロックを設置します。また、点字ブロックの破損が確認された場合には、早期に改修します。	継続	建設課
民間施設のバリアフリー化の推進	民間事業者が公共性の高い施設を建設する際には、全ての人が利用しやすい施設となるよう整備を促します。	継続	都市計画課
障がい者に配慮した駐車場設置の推進	民間事業者が設置する公共性の高い施設において、身体に障がいのある人等に配慮した駐車場の設置を促します。	継続	都市計画課

(3)居住環境の整備・改善

【現状と課題】

アンケート調査によると、今後どのように暮らしたいかについて、「家族・親族と同居」の割合が全体で71.8%と最も高く、次いで「一人暮らし」が12.2%となっています。

また、悩んでいることや相談したいことについて、他の障がいと比較して、精神障がいで「住まいのこと」が15.5%と高くなっています。

障がいのある人が望む暮らし方を基本として、地域で自立し、安定した社会生活を送り続けるための環境づくりを進めていくことが必要です。

【取組の方向性】

障がいの状態に応じて行う住宅改修や住宅内の移動等を支援する用具の購入について、支援を行います。また、公営住宅については、障がいのある人の入居に配慮するとともに、障がい者も安心して暮らせるよう、バリアフリー化の取組を進めます。

【取組】

施策・事業	内容	取組の方向性	実施主体
住宅改修の支援	身体に障がいのある人が自宅において安心して暮らすことができるよう、住宅の改修に必要な費用を助成します。また、住宅改修費用の助成制度を広く周知・案内し、利用を促進します。	継続	社会福祉課
移動・移乗支援用具の給付	居住環境における安全な移動・移乗に資するため、住宅内における移動・移乗支援用具（手すり、スロープ等）を給付します。	継続	社会福祉課
公営住宅のバリアフリー化の推進	障がい者が利用しやすいように、市の長寿命化改修計画に合わせ、公営住宅のバリアフリー化を推進します。	継続	建設課

|| 3 ライフステージに応じた社会参加の支援と自立

3-1 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

(1)情報提供の充実

【現状と課題】

令和4年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、全ての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であるとの認識のもと、その施策を総合的に推進することが求められています。

アンケート調査によると、災害時に困ることや不安なことについて、「災害情報を知る手段がない」が8.2%となっており、障がい者や障がいについての理解がより進んだ社会にするために、どのようなことがあればよいと思うかについて、「障がい者の活動の広報・周知」が30.4%となっています。

それぞれの障がいによって情報収集手段が異なることに配慮し、情報発信においてもこれら関係機関との連携が必要と考えられます。

障がいのある人を対象とする各種給付や助成事業の周知については、十分な情報提供を行い、各種制度の活用を図ることが必要です。

【取組の方向性】

障がいの有無にかかわらず必要な情報を得ることができるよう、市が発信する情報についてのアクセシビリティを向上します。また、障がいの特性に応じて意思疎通を図ることができるよう、必要な支援を行います。

【取組】

施策・事業	内容	取組の方向性	実施主体
市広報紙等の音訳化	視覚に障がいのある人等への情報提供のため、市広報紙等を音訳化し、対象となる人に配布します。	継続	中央図書館
ウェブアクセシビリティの向上	市ホームページの運営に当たっては、利用者の年齢や障がいの有無にかかわらず、全ての人が同じようにホームページを利用できるよう、ウェブアクセシビリティの向上に配慮します。	継続	秘書課

施策・事業	内容	取組の方向性	実施主体
「Morinfo（もりんふお）」による情報提供	各種イベントの開催情報や市民生活の利便性を向上させる情報を欲しいタイミングで入手できるよう、「Morinfo（もりんふお）」を運営します。	継続	デジタル戦略課
市印刷物への音声コードの導入	市が発信する情報を視覚障がい者が円滑に取得できるよう、市印刷物への音声コードの導入を検討します。	新規	社会福祉課
情報アクセシビリティの向上	すべての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するに当たり、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、情報アクセシビリティの向上や意思疎通の支援を充実します。 また、誰もが必要な情報にアクセスできるよう、市民や企業等に対し、情報発信や事業活動などを行う際に必要となる配慮事項について周知を図ります。	新規	社会福祉課 秘書課 デジタル戦略課 中央図書館

(2) 意思疎通・コミュニケーション支援の充実

【現状と課題】

誰もが地域の一員として社会参加していくためにも、障がい特性に応じた情報提供やコミュニケーション手段の確保が必要です。

アンケート調査によると、福祉サービスのうち、この1年間に利用したことがあるサービスの満足度について、『意思疎通支援（手話通訳・要約筆記）』で“満足”が66.0%と高くなっています。

障がいのある人が社会でのコミュニケーションの手段が多様となっており、ニーズに応じた支援を充実することが必要です。

【取組の方向性】

障がい者の日常生活や社会生活において、社会参加のためのコミュニケーション手段として、手話や要約筆記等の確保、ＩＣＴ等の利活用など障がい者のニーズを踏まえて支援方法を検討します。

【取組】

施策・事業	内容	取組の方向性	実施主体
視覚、聴覚、音声・言語機能障がい者の意思疎通の支援	視覚、聴覚や音声・言語機能に障がいのある人の意思疎通や情報収集の利便性の向上のため、必要な日常生活用具や補装具を支給します。	継続	社会福祉課
手話通訳者・要約筆記者の派遣	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人が社会生活を送る上で円滑に意思疎通ができるよう、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。	継続	社会福祉課
手話通訳者等の育成	手話通訳者や手話奉仕専門員を育成するため、一般社団法人茨城県聴覚障害者協会の協力を得て手話講座を開催します。	継続	社会福祉課
意思疎通における合理的配慮の提供	市窓口等において、筆談や手話、聞き取りやすい言葉で話す等、相手の障がいの特性に応じた意思疎通を行います。	継続	全部署

3－2 教育の充実

(1) 療育・発達支援体制の充実

【現状と課題】

子どもの障がいには、発達障がい、知的障がい、肢体不自由、重症心身障がい等がありますが、できるだけ早期から継続的な支援を行うために、早期発見、早期療育が求められています。

そのため、乳幼児期における健康診査等において、疾病・障がいや育児困難等、子どもの成長や発達に影響を与える事項の早期発見に努めるとともに、未受診者の把握に努め、受診を促していくことが必要です。

【取組の方向性】

障がいのある児童や発達に心配がある児童の早期療育のため、母子保健事業の充実に努めるとともに、児童一人ひとりの状況に応じた療育・保育を実施します。

【取組】

施策・事業	内容	取組の方向性	実施主体
乳幼児に対する健康診査の実施	乳幼児の成長段階に応じ、3か月児から3歳5か月児までについて、定期に健康診査を行います。また、健康診査の結果を踏まえて、必要に応じて、事後指導や個別相談を実施します。	継続	保健センター
未熟児の発達の支援	医師が入院養育を必要と認めた未熟児が入院治療を受ける場合に、養育医療費を支給します。また、乳幼児の養育上の必要に応じて、保健師等による訪問指導を行います。	継続	保健センター
発育・発達の相談	保健センターにおいて、発達相談会を実施し、乳幼児の発育や発達についての相談を行います。 健診後も継続的に乳幼児の発達を見ていくとともに保護者の支援を行います。	継続	保健センター こども療育教室
自立支援医療（育成医療）費の支給	児童の早期の障がいの軽減を図るために、自立支援医療（育成医療）費を支給します。	継続	社会福祉課
障がい児教育・保育体制の整備	障がいのある児童の教育・保育需要に対応するため、その受入体制を整えます。また、障がい児の保育所入所に配慮します。	継続	すくすく保育課

施策・事業	内容	取組の方向性	実施主体
障がい児通所支援の提供	障がいのある児童や障がいが疑われる児童に対して、児童発達支援や放課後等デイサービス等の障がい児通所支援を提供し、療育を実施します。	継続	社会福祉課

(2) 障がい児(者)教育の充実

【現状と課題】

障がいの有無にかかわらず、子どもたちが同一の場で遊びや生活ができるような教育は、特別な支援が必要な子どもに対する理解促進や子どもたちの心身の発達促進のために重要です。

アンケート調査によると、教育を受ける環境として望ましいと思うことについて、「普通学校において、できるだけ他の児童・生徒と共に教育やサポートを受ける」が18.2%、「普通学校の特別支援学級において、障がいの特性に応じて教育やサポートを受ける」が16.5%となっています。また、「障がい児の教育を受ける環境を整えるために、どのようなことが必要と考えるかについて、それぞれの理解度に合わせた教育」「児童・生徒が障がいについての理解を深めること」「学習支援の体制の充実」などの意見が上位に挙がっています。

障がい者や障がいについての理解がより進んだ社会にするために、どのようなことがあればよいと思うかについて、「学校での教育」が47.1%と最も高くなっています。

支援ニーズや地域資源の現状を踏まえ、障がいの特性に応じて必要な支援を受けながら、教育、保育や子育て支援の場で、障がいのある児童と障がいのない児童がともに学び成長する機会の推進が求められます。

【取組の方向性】

一人ひとりの個性や可能性を伸ばすために、それぞれの教育的ニーズを把握し、学習や生活上の困難を克服し、社会参加するために必要な力を培います。そのため、一人ひとりにあった教育環境を実現し、障がいの特性に応じた教育を実施します。

【取組】

施策・事業	内容	取組の方向性	実施主体
インクルーシブ教育の推進	障がいの有無にかかわらず、可能な限り共に教育を受けられるよう教育環境の整備を行うとともに、個々の児童の教育的ニーズに応じた教育を提供します。	継続	学校教育課 教育指導課

施策・事業	内容	取組の方向性	実施主体
校内支援体制の構築	特別支援教育コーディネーターを中心として、障がい児の校内支援体制を構築します。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や介護補助員を活用して、障がい児の多様なニーズに応じた支援を提供します。	継続	学校教育課 教育指導課
障がいの特性に応じた教育環境の選択	障がいにより支援を必要とする児童が、それぞれの特性に応じた教育環境が選択できるよう、就学相談や進路指導を実施します。	継続	教育指導課
教職員の資質向上	障がい児一人ひとりの教育的ニーズに対して適切な指導を行うことができるよう、教職員の資質向上のための研修を実施します。	継続	教育指導課
学校施設のバリアフリー化	障がいの有無にかかわらず、全ての児童が通学する学校においてバリア（障壁）を感じることのないよう、学校施設のバリアフリー化を推進します。	継続	学校教育課
放課後児童クラブでの障がい児の受け入れ	障がいのある児童も放課後児童クラブの利用ができるよう、必要な職員を配置するなどして受け入れ体制を確保します。	継続	生涯学習課
生涯学習情報の提供	公民館で開催する各種講座やイベント情報や、公民館等の定期使用団体の会員募集情報を提供します。また、文化、芸術、スポーツ、レクリエーション等の専門知識・技能を有している指導者を、要請に応じて紹介します。	継続	生涯学習課

3－3 雇用・就労の促進

(1) 多様な就労の場の確保と支援

【現状と課題】

障がいのある人が、社会の一員として就労の機会を得て、充実した社会生活を送るためにには、障がいの特性に応じた支援を受けながら、就労し働き続けることのできる環境整備が必要です。また、障がいのある人の自立を支援するためには、これまでの就労支援の取組・経験の積み重ね、関係機関や各種事業所等とのネットワークが重要です。

アンケート調査によると、現在収入を伴う仕事をしているかについて、「仕事をしている」が29.1%となっており、特に精神障がいで仕事をしている割合が高くなっています。また、どのような方法で仕事を見つけたかについて、「障がいを持つ前に就職していた」が17.7%と最も高く、次いで「ハローワーク（公共職業安定所）」が17.1%、「就職情報誌・広告等」が16.8%となっています。

仕事をするうえで困っていることについて、「収入が少ない」が39.5%、「人間関係がうまくいかない」が15.3%、「障がいや病気に対する理解がない」が12.3%となっています。

また、障がいのある方が働くためにはどのようなことが必要かについて、回答上位から「障がいの状態や特性に応じた職場・雇用の拡大」が58.6%、「職場での障がいについての理解の促進」が44.5%、「自宅の近くや自宅で働くことができる環境」が36.7%となっています。

企業と就労する障がいのある人とのマッチングや、就労後も働き続けるために、就労支援実施機関による効果的な就労移行支援、ジョブコーチ等による就労定着支援の一層の推進が求められます。

【取組の方向性】

障がい者の雇用について、企業等に対し理解の促進及び啓発の働きかけを行い、障がい者雇用についての気運を醸成します。また、障がい者に対しては、福祉サービス事業者や労政関係機関と連携して、就労の支援及び就労先への定着を支援します。

【取組】

施策・事業	内容	取組の方向性	実施主体
障がい者の雇用についての理解の促進	市内の企業等に対し、障がい者の雇用についての理解促進と雇用の拡大を推進するため、公共職業安定所と連携して啓発活動を実施します。	継続	社会福祉課
障がい者雇用に係る支援・助成制度の周知	障がい者を雇用しようとする企業等に対して、障がい者雇用についての支援や助成に係る制度を紹介するなどして、障がい者を雇用するに当たり憂慮される事項の解決を図ります。	継続	社会福祉課
就職面接会の開催情報の提供	障がい者と雇用を希望する企業等が一堂に会する「障がい者就職面接会」の開催情報を提供します。	継続	社会福祉課
就労のための訓練の実施	企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練等を実施するため、就労移行支援の積極的な利用を支援します。	継続	社会福祉課
就労定着の支援	企業等に就労した障がい者が抱える就業面や生活面での不安や問題の解消のために、茨城県が設置する障害者就業・生活支援センター等の支援機関を通じて、就職後も安定した職業生活が送れるように継続的な定着支援を実施します。	継続	社会福祉課
公共機関での雇用	市役所において、障がい者を計画的に雇用します。	継続	総務課

(2)福祉的就労の場の充実

【現状と課題】

障がいのある人の「就労」は、収入を得るための手段であるだけでなく、社会参加の最たるものとして捉えることもでき、非常に重要な課題となっています。

アンケート調査によると、福祉サービスのうち、この1年間に利用したことがあるサービスの満足度について、『就労継続支援（B型）』で“満足”が53.3%、『就労継続支援（A型）』が51.6%、『地域活動支援センター』が38.5%となっています。

障がい者が働く喜びを得られるよう、福祉的就労における工賃向上のため、就労施設における事業改革や受注拡大への取組等が必要となっています。

【取組の方向性】

福祉的就労を希望する障がい者の活動の場を確保するとともに、就労意欲の向上と工賃（賃金）水準の引上げを目指します。

【取組】

施策・事業	内容	取組の方向性	実施主体
福祉的就労の場の確保	福祉サービス事業所や地域活動支援センターといった就労の場を確保し、障がい者が働く喜びを得られるよう支援します。	継続	社会福祉課
製品の展示・販売機会の確保	障がい者の工賃水準の引上げや製品の制作意欲の向上のため、福祉サービス事業所等において障がい者が作成した製品の展示・販売の機会を確保します。	継続	社会福祉課 社会福祉協議会
障がい者就労施設等からの調達の推進	障がい者就労施設等で働く障がい者の工賃水準の引上げや働く場の確保のため、市における障がい者就労施設等からの物品や役務の調達を推進します。	継続	社会福祉課

3－4 社会参加の促進

(1) 移動の支援

【現状と課題】

買い物や通勤・通学、通所・通院等の日常生活だけでなく、積極的に地域活動に参加するためには、移動手段の確保は欠かせません。障がいのある人の外出を支援するために、公共交通機関等の移動手段をより利用しやすくする必要があります。

【取組の方向性】

障がい者が気軽に外出することができ、社会参加が促進されるよう、移動に係る福祉サービス等の提供をはじめとして、移動手段の確保に係る支援を行います。

【取組】

施策・事業	内容	取組の方向性	実施主体
移動を支援する福祉サービス等の提供	障がいの特性に応じて、通院等介助、同行援護、行動援護といった福祉サービスや移動支援を提供します。また、これらの福祉サービスの提供事業者の参入を促します。	継続	社会福祉課
自動車運転免許取得費・自動車改造費の補助	身体障がい者が社会参加のために自動車免許を取得した場合や所有する自動車を改造した場合に、その費用の一部を補助します。	継続	社会福祉課
福祉タクシー券の交付	重度の障がい者が医療機関への受診等を目的としてタクシーを利用した場合に、料金の初乗り運賃相当額を助成します。	継続	社会福祉課
コミュニティバスの無料化	障がい者手帳を有する人について、市が運行するコミュニティバスの運賃を無料にします。	継続	都市計画課
デマンド乗合交通の実施	障がい者等利用者の指定する場所（自宅等）へ迎えに行き、市内の公共施設や医療機関、店舗まで運行する乗合交通を実施します。	継続	都市計画課

施策・事業	内容	取組の方向性	実施主体
スロープ付福祉車両の貸出し	障がい者や歩行困難な高齢者等とその家族に対し、スロープ付福祉車両を無料で貸し出します。	継続	社会福祉協議会
車いすの貸出し	突然のケガや病気などで、一時的に車いすの使用が必要になった人に対し、車いすを無料で貸し出します。	継続	社会福祉協議会
公共交通機関等の割引制度の周知	障がい者の外出時の経済的負担を軽減するため、障がい者手帳を有する人が受けることのできる公共交通機関の割引制度や有料道路の割引制度を周知します。	継続	社会福祉課

(2)文化・スポーツ活動等の振興

【現状と課題】

障がいのある人にとって、スポーツ、文化活動などの余暇活動を行ったり、障がいのない人と交流したりすることは、非常に大切なことです。

生涯学習、文化・スポーツ活動などの体制を充実することは、障がい者の生きがいや社会参加の促進につながります。障がいのある人とない人が相互の理解を深めるとともに、障がいのある人の生活の質の向上を図り、能力や個性、意欲に応じて積極的に社会参加できる環境づくりが重要です。

今後も、多様な交流機会づくりに努め、障がいのある人の社会参加を促進し、その能力や個性を引き出すことができるよう、関係団体、地域組織等との連携を図っていく必要があります。

【取組の方向性】

障がい者的情操を養い、健康の維持に資することができるよう、文化活動やスポーツ等に取り組む機会や参加の機会を確保します。

【取組】

施策・事業	内容	取組の方向性	実施主体
文化・芸術活動の支援	障がい者が作成した作品等の発表や展示の機会を設けるなど、文化的活動を支援します。	継続	社会福祉課 生涯学習課
スポーツイベントの開催	障がいの有無にかかわらず、多くの人がスポーツに触れることができるよう、スポーツイベントを開催します。	継続	生涯学習課
公民館、体育館の使用の支援	文化活動やスポーツ等を推進するため、障がい者団体が使用する場合の使用料を免除します。	継続	市民協働推進課 人権推進課 生涯学習課
障がい者向けの図書の収集	視聴覚障がい者等の利用に供するため、点字資料、録音図書、大活字本、拡大写本、さわる絵本等の資料を収集します。	継続	中央図書館
情報の提供	障がい者を対象とした文化活動やスポーツについての情報を提供し、活動への参加を支援します。	継続	社会福祉課

第3部

守谷市障がい福祉計画（第7期）

守谷市障がい児福祉計画（第3期）



障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る成果目標

1 施設入所者の地域生活への移行

基本指針では、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を令和8年度末までに地域生活へ移行すること、施設入所者数を令和4年度末時点から令和8年度末までに5%以上の削減することを定めています。

本市では、令和8年度末までの地域生活移行者数は3人、令和8年度までの施設入所者数は42人と見込みます。

基 準 数	
令和4年度末の施設入所者数	45人
目 標 値	
令和8年度末までの地域生活移行者数	3人
令和8年度末の施設入所者数	42人

Ⅱ 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

基本指針では、都道府県に精神障がい者の精神病棟から退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.3日以上とすること、精神病床における1年以上長期入院患者数を一定数以下に抑えること、精神病床における早期退院率を一定数以下に抑えることの3点を目標値として設定することを求めています。

市町村には精神障がいに対する重層的な連携による支援体制についての見込みを設定することを求めています。

本市では、精神障がいのある人の地域定着支援、共同生活援助、自立訓練（生活訓練）等のサービスの充実を図ります。また今後、保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置に向け、高齢者担当部署と調整していきます。

○基本指針の示す指標と見込み

指標	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がいのある人の地域移行支援の利用者数	人	0	0	0	-	-	-
精神障がいのある人の地域定着支援の利用者数	人	1	1	1	1	1	1
精神障がいのある人の共同生活援助の利用者数	人	46	61	64	72	78	85
精神障がいのある人の自立生活援助の利用者数	人	0	0	0	-	-	-
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	人	18	13	12	12	12	12

|| 3 地域生活支援の充実

基本指針では、令和8年度末までに、地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進める役割を担うコーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本としています。

また、令和8年度末までに、強度行動障がいを有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本としています。

本市では、令和8年度までに、強度行動障がいを有する障がい者の支援体制の整備を目指し、検討を進めます。

指標	令和4年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)
地域生活支援拠点等コーディネーターの配置人数	0人	1人以上
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	0回	1回
強度行動障がいを有する障がい者の支援体制の整備	未整備	整備予定

4 福祉的就労等から一般就労への移行等

基本指針では、令和8年度における福祉施設の利用者のうち、一般就労への移行実績を、令和3年度の1.28倍以上とすることを基本としています。この際、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業及びB型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとされています。

就労移行支援事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とし、また、就労継続支援A型事業については令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上、就労継続支援B型事業については1.28倍以上とすることを定めています。

また、障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本としています。さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本としています。

本市では、障がい者が望む働き方を実現できるよう、就労者の意向を踏まえ、一般就労に向けた継続的な支援が行われるよう環境整備を進めます。

基 準 数	
令和3年度の 一般就労移行者数	5人
	うち就労移行支援 4人
	うち就労継続支援A型 1人
	うち就労継続支援B型 0人
目 標 値	
令和8年度中の一般就労移行者数	9人
令和8年度中の一般就労移行者数 (就労移行支援)	6人
令和8年度中の一般就労移行者数 (就労継続支援A型)	2人
令和8年度中の一般就労移行者数 (就労継続支援B型)	1人
令和8年度における一般就労へ移行した者のうち 就労定着支援の利用者数	6人
令和8年度における就労定着支援事業所のうち就労定着率8割 以上の事業所の割合	25%
令和8年度における就労移行支援事業利用終了者に占める一般 就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	50%

|| 5 障がい児支援の提供体制の整備等

基本指針では、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本としています。

また、令和8年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村に少なくとも1事業所以上確保することとしています。

加えて、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することとしています。

本市では、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置に向けた検討を進めます。

医療的ケア児等コーディネーター及び医療的ケア児支援センターと連携して医療的ケア児の支援体制の確立に努めます。

|| 6 相談支援体制の充実・強化等

基本指針では、令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保するとしています。

自立支援協議会においては、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等に取り組むとともに、これらの取組を行うために必要な体制を確保することとしています。

本市では、基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援の充実を図っていきます。

7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

基本指針では、市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することとしています。

本市では、各種研修への市職員への参加等、サービスの質の向上に向けた取組を引き続き実施します。また、審査支払に係る分析結果を事業所や関係自治体等と共有する体制整備を図ります。

○基本指針の示す指標と見込み

指標	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
各種研修への市職員 の参加者数	人	5	6	6	6	6	7



第2章

障がい福祉サービス等の見込み

Ⅰ 1 見込量確保の方針

基本指針では、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援及び障がい児相談支援に係る見込量を年度ごとに必須又は任意で定めることが適当であるとしています。また、その見込量の確保のための方策を定めることが適当であるとしています。

Ⅱ 2 障がい福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

サービス	概要
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）や外出支援などを行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

○ 必要な量の見込み（1月当たり）

指標	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	56	55	57	59	61	63
	時間/月	795	774	750	776	802	828
重度訪問介護	人/月	2	2	2	2	2	2
	時間/月	72	65	69	69	69	69
同行援護	人/月	2	4	4	4	4	4
	時間/月	22	27	36	36	36	36
行動援護	人/月	9	9	9	10	10	10
	時間/月	199	209	236	263	263	263
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

※各年度月平均実績

○ 見込み量確保の方策等

障がい者手帳の取得人数の増加に伴い、訪問系サービス利用者数や利用時間は今後も増加することが見込まれます。

特に利用者数の増加が予測される居宅介護について、サービス提供事業所の整備や人材確保の推進を図ります。

(2) 日中活動系サービス

サービス	概要
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護などをします。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能の維持・向上のために必要な訓練をします。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練をします。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間、生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労継続支援 (A型)	一般企業などでの就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労継続支援 (B型)	一般企業などでの就労が困難な人に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労定着支援	就労移行支援などの利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人に、相談を通じて就業に伴う生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関などとの連絡調整など、課題解決に向けて必要となる支援をします。
就労選択支援	就労アセスメントの手法を活用して整理した就労能力や適性、配慮事項などに応じて障がい者本人が雇用や福祉、医療などの関係機関と連携しつつ、一般就労や就労継続支援A型、B型などの就労系障がい福祉サービスの事業所の利用の選択を支援します。
療養介護	医療の必要な障がいのある人で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
宿泊型自立訓練	自立訓練(生活訓練)の対象で、一般就労している方などに、居住の場を提供して、日常生活の向上のための支援を行います。
短期入所	障がいのある人を短期間障がい者支援施設などへ入所させ、施設で入浴や排せつ、食事の介護などを行います(福祉型)。また、重症心身障がいなどの重い障がいのある人を短期間医療機関などへ入所させ、医療の管理の下で入浴や排せつ、食事の介護などを行います(医療型)。

○ 必要な量の見込み（1月当たり）

指標	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	人/月	125	124	129	133	139	144
	人日/月	2,325	2,268	2,446	2,522	2,635	2,730
自立訓練 (機能訓練)	人/月	4	5	5	5	5	5
	人日/月	44	66	66	66	66	66
自立訓練 (生活訓練)	人/月	13	12	12	12	12	12
	人日/月	117	76	123	123	123	123

指標	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	人/月	17	23	24	24	24	24
	人日/月	268	361	363	363	363	363
就労継続支援 (A型)	人/月	38	38	38	38	38	38
	人日/月	669	715	715	715	715	715
就労継続支援 (B型)	人/月	87	111	121	131	141	151
	人日/月	1,372	1,547	1,642	1,737	1,832	1,927
就労定着支援	人/月	9	12	12	12	12	12
就労選択支援	人/月					0	0
療養介護	人/月	3	3	3	3	3	3
	人日/月	91	91	91	91	91	91
宿泊型自立 訓練	人/月	13	12	2	5	5	5
	人日/月	117	76	20	50	50	50
短期入所	人/月	12	17	19	19	19	19
	人日/月	80	100	152	152	152	152

※各年度月平均実績

○ 見込み量確保の方策等

市内における新たな事業所の確保に努めるとともに、市外の事業所とも連携し、サービス提供の確保に努めます。

また、今後も、円滑にサービスを提供できるよう入所施設、病院等の各関係機関と連携を図り、情報の把握に努め、適切な支援を行います。

(3) 居住系サービス

サービス	概要
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人で1人暮らしを希望する人などを対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行います。
共同生活援助	地域で共同生活を営む人に、主に夜間に住居の相談や日常生活上の援助をします。
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。

○ 必要な量の見込み（1月当たり）

指標	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	-	-	-	0	0	0
共同生活援助	人/月	66	80	89	98	107	116
施設入所支援	人/月	48	44	44	43	43	42

※各年度月平均実績

○ 見込み量確保の方策等

市内及び近隣にある既存の提供事業者について、情報の把握と利用者への提供に努め、入所可能な重度障がいがある人などへの必要なサービスの確保に努めます。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス	概要
計画相談支援	障がいのある人の心身の状況や環境、サービス利用などの意向を聞き取り、その人に合ったサービス利用の計画を作成します。
地域移行支援	施設入所者または精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための相談などの支援をします。
地域定着支援	単身などで生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急の事態に相談などの必要な支援をします。

○ 必要な量の見込み（1月当たり）

指標	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	412	452	481	512	545	580
地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0

※各年度月平均実績

○ 見込み量確保の方策等

市民の障がいに対する理解や地域の支援、相談支援専門員の育成等の検討、推進が課題です。関係機関、相談支援事業者や障がい福祉サービス事業者と連携しながら、市民の障がいに対する理解や地域の支援に努めます。

|| 3 地域生活支援事業の見込量

(1) 相談支援事業

事業名	概要
相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

○ 必要な量の見込み

事業名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業	箇所	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター	箇所	0	0	0	1	1	1

○ 見込み量確保の方策等

現在の事業の質を維持しつつ、基幹相談支援センターの適切な運営を検討します。

(2) 成年後見制度利用支援事業

事業名	概要
成年後見制度利用支援事業	知的障がいのある人または精神障がいのある人で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人に対して、必要となる費用のすべてまたは一部を補助します。

○ 必要な量の見込み

事業名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用	件	0	1	2	2	2	2

(3) 地域生活を支援するための事業

障がい者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により地域生活の支援に取り組みます。

事業名	概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の市民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣による支援などを行います。
日常生活用具給付事業	重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付し、又は貸与します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行います。
日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保し、また、障がい者の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としています。
訪問入浴サービス事業	家庭で入浴することが困難な重度の身体障がい者に対し、その家庭へ移動入浴車を派遣して入浴サービスを提供します。
地域活動支援センター事業	障がい者に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。機能強化事業として、以下の類型が設けられています。 ■地域活動支援センターⅠ型 精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。 ■地域活動支援センターⅢ型 地域の障がい者のための援護対策として、地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を安定的に運営します。

○ 必要な量の見込み

事業名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	－	実施	実施	実施	実施	実施	実施
支援思事疎業通	手話通訳者派遣事業	人/年度	85	57	96	96	96
	要約筆記者派遣事業	人/年度	3	1	3	3	3
日常生活用具給付事業	人/年度	1,160	1,126	1,186	1,247	1,315	1,385
介護・訓練支援用具	人/年度	3	1	1	1	1	1
自立生活支援用具	人/年度	6	8	7	5	5	4
在宅療養等支援用具	人/年度	8	14	16	17	20	22
情報・意思疎通支援用具	人/年度	3	5	5	5	5	5
排せつ管理支援用具	人/年度	1,134	1,095	1,154	1,216	1,281	1,350
居宅生活動作補助用具	人/年度	6	3	3	3	3	3
手話奉仕員養成研修事業	人/年度	0	7	9	10	10	10
移動支援事業	実利用者数	22	20	20	20	20	20
	延利用時間数	977	1,208	1,208	1,208	1,208	1,208
	箇所	15	16	16	16	16	16
日中一時支援事業	実利用者数	67	69	71	73	75	78
	延利用時間数	2,058	1,644	1,936	1,991	2,045	2,127
	箇所	49	51	51	51	51	51
訪問入浴サービス事業	実利用者数	6	6	6	7	7	7
	延利用時間数	259	258	238	278	278	278
	箇所	4	4	4	4	4	4
地域活動支援センター事業							
機能強化事業I型	箇所	1	1	1	1	1	1
	機能強化事業II型	箇所	1	1	1	1	1

○ 見込み量確保の方策等

地域生活を支援するための事業については、地域の実情や利用者の状況に合わせて、関係機関や事業者と連携し、各事業の柔軟な提供体制の確保を図ります。

(4) 社会参加促進事業

事業名	概要
自動車運転免許取得費助成事業	身体障がい者手帳を所持し、自動車教習所で普通運転免許を新規に取得する人を対象に、運転免許取得に要する費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	自ら所有し運転する自動車の手動装置などの一部を改造することにより社会参加が見込まれる人に対し、自動車の改造に直接要した費用の一部を助成します。
更生訓練費給付	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用する障がい者に対し、職能訓練などに必要な物品の購入費等を支援します。

○ 必要な量の見込み

事業名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得費助成事業	人/年度	1	2	2	2	2	2
自動車改造費助成事業	人/年度	1	0	2	2	2	2
更生訓練費給付	人/年度	7	8	8	8	8	8

○ 見込み量確保の方策等

利用者数が毎年同程度で推移していることから、引き続きサービス提供の確保に努めます。

4 障がい児通所支援・障がい児相談支援の見込量

(1) 障がい児通所支援・障がい児相談支援

サービス	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービス。
医療型児童発達支援	上肢、下肢、体幹機能の障がいがある障がい児に対して、児童発達支援と治療を行うサービス。
放課後等デイサービス	放課後や学校の休校日に、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等の支援を行うサービス。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がいのある子どもに対して、障がいのある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービス。
居宅訪問型児童発達支援	重度障がいの状態等で外出が著しく困難な障がいのある子どもに、居宅を訪問し、日常生活動作の指導、知識技能の付与、訓練等を行うサービス。
障がい児相談支援	発達に心配のある子どもが障がい児通所支援を利用する際に、必要なサービス等利用計画書を作成し、作成した計画が障がいのある子どもにとって適切かどうかモニタリング等の支援を行うサービス。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア等を必要とする障がいのある子どもに対し、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置する事業。

○ 必要な量の見込み（年間）

指標	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	128	144	161	179	200	223
	人日/月	515	654	651	723	808	901
医療型児童発達支援	人/月	-	-	-	-	-	-
	人日/月	-	-	-	-	-	-
放課後等デイサービス	人/月	171	200	234	275	322	377
	人日/月	1,798	2,235	2,529	2,972	3,480	4,074
保育所等訪問支援	人/月	0	0	1	1	1	1
	人日/月	0	0	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人/月			0	0	0	0
	人日/月			0	0	0	0
福祉型障がい児入所施設 医療型障がい児入所施設	人/月			0	0	0	0
障がい児相談支援	人/月	215	260	300	345	397	456
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター	人		3	3	5	5	5

○ 見込み量確保の方策等

今後も、障がい児のサービス需要は、法改正後、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、量的な拡大が図られ、利用者が増加しています。

また、障がい児相談支援も相談利用者数が増えてきています。このような現状から必要なサービスが提供できるよう事業所における提供拡大や参入等を促進します。

また、質の確保に留意しつつ身近な地域で支援が受けられるよう引き続き充実を図り、見込み量を確保し、近隣の提供事業者の情報把握に努め、必要に応じて円滑にサービスの提供を図ります。

參考資料

1 統計からみる障がい者の状況

1 身体障がい者手帳交付者の状況

本市における身体障がい者手帳^{※1}交付者数は、令和5年4月1日現在、1,730人（他の障がいとの重複を含む）で、人口の2.46%となっています。平成30年は1,538人であり、この5年間で192人の増加（1.12倍）となっています。

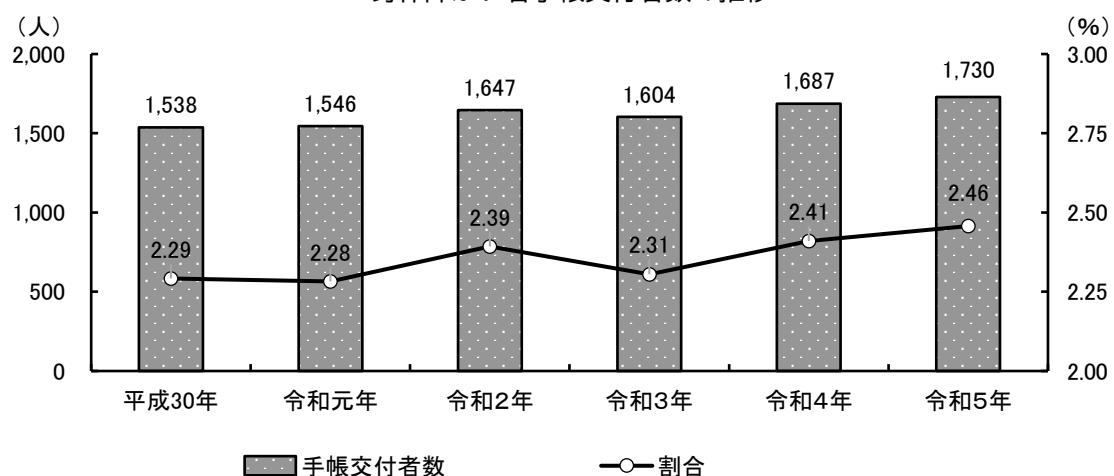
身体障がい者手帳交付者数の推移（各年4月1日現在）

単位：人・%

区分	人口 (住民基本台帳)	手帳交付者数	割合
平成30年	67,105	1,538	2.29
令和元年	67,729	1,546	2.28
令和2年	68,828	1,647	2.39
令和3年	69,573	1,604	2.31
令和4年	69,996	1,687	2.41
令和5年	70,404	1,730	2.46

資料：社会福祉課

身体障がい者手帳交付者数の推移



※1 身体障がい者手帳とは、身体の障がいにより日常生活や社会生活において制約がある人に、様々な支援を受けやすくするために交付する手帳です。程度が重い順に1級から6級までの等級があります。

身体障がい者手帳の障がい種別状況は、各年ともに「肢体不自由」が最も多く、令和5年で808人（全体の46.7%）となっています。次いで「内部障がい」（心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう又は直腸の機能障がい、小腸機能障がい等）の640人（全体の37.0%）、「聴覚・平衡機能障がい」の156人（全体の9.0%）の順となっています。

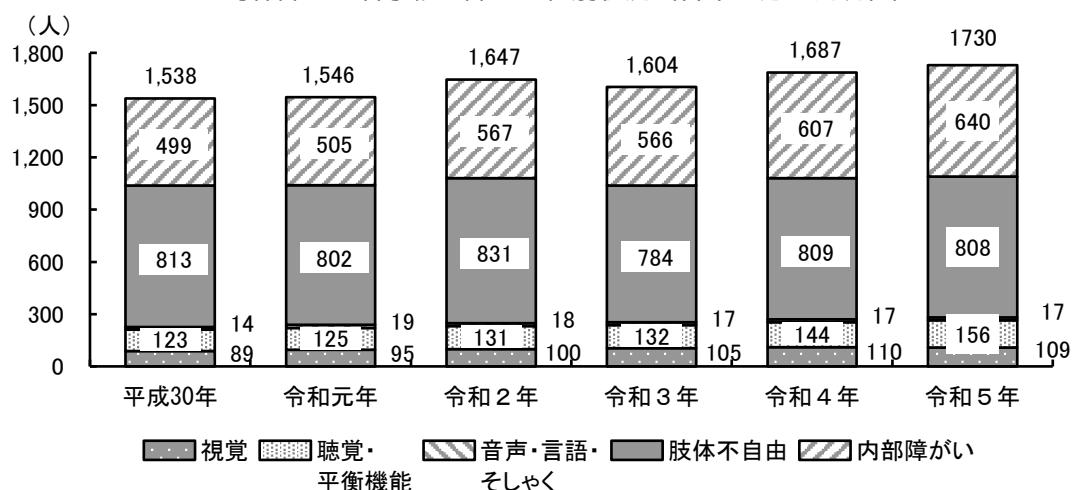
身体障がい者手帳の障がい種別状況（各年4月1日現在）

単位：人

区分	視覚	聴覚・ 平衡機能	音声・ 言語・ そしゃく	肢体不自由	内部障がい	合計
平成30年	89	123	14	813	499	1,538
令和元年	95	125	19	802	505	1,546
令和2年	100	131	18	831	567	1,647
令和3年	105	132	17	784	566	1,604
令和4年	110	144	17	809	607	1,687
令和5年	109	156	17	808	640	1,730

資料：社会福祉課

身体障がい者手帳の障がい種別状況（各年4月1日現在）



身体障がい者手帳交付者の総合等級別障がい種別状況は、1級が621人（全体の35.9%）と最も多く、次いで4級の366人（全体の21.2%）となっています。1級と2級のいわゆる「重度の障がい者」が908人（全体の52.5%）と半数以上を占めています。また、障がい種別では、1級については「内部障がい」が最も多く、次いで「肢体不自由」となっています。

身体障がい者手帳交付者の総合等級別障がい種別状況（令和5年4月1日現在）

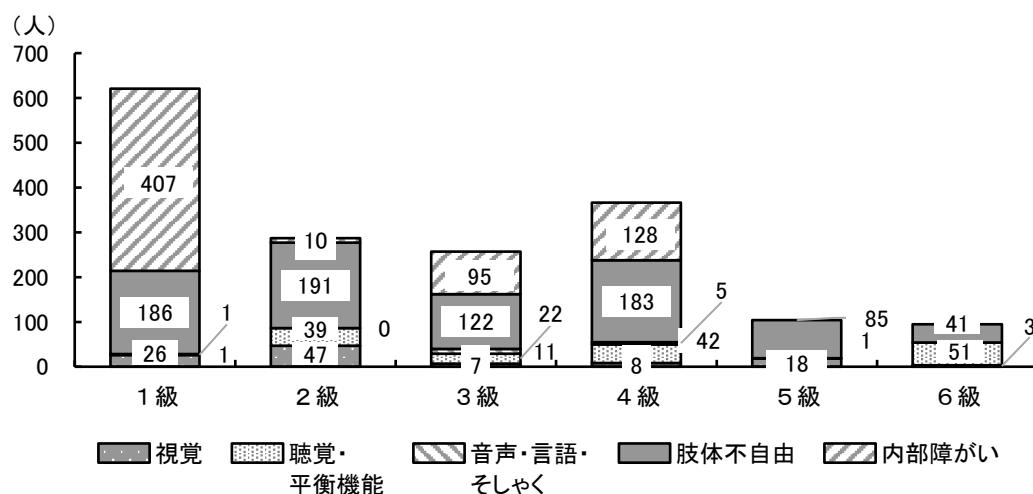
単位：人

区分	視覚	聴覚・平衡機能	音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部障がい	合計
1級	26	1	1	186	407	621
2級	47	39	0	191	10	287
3級	7	22	11	122	95	257
4級	8	42	5	183	128	366
5級	18	1		85		104
6級	3	51		41		95
合計	109	156	17	808	640	1,730

資料：社会福祉課

身体障がい者手帳交付者の総合等級別障がい種別状況

（令和5年4月1日現在）



2 療育手帳交付者の状況

本市における療育手帳^{※2}交付者数は、令和5年4月1日現在、460人（他の障がいとの重複を含む）で、人口の0.65%となっています。平成30年は363人であり、この5年間で97人の増加（1.26倍）となっています。

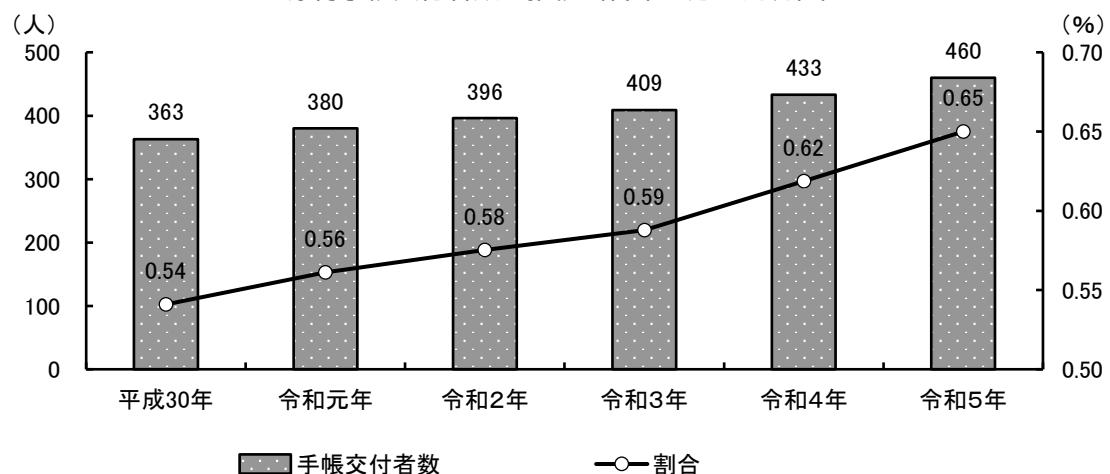
療育手帳交付者数の推移（各年4月1日現在）

単位：人・%

区分	人口 (住民基本台帳)	手帳交付者数	割合
平成30年	67,105	363	0.54
令和元年	67,729	380	0.56
令和2年	68,828	396	0.58
令和3年	69,573	409	0.59
令和4年	69,996	433	0.62
令和5年	70,404	460	0.65

資料：社会福祉課

療育手帳交付者数の推移（各年4月1日現在）



※2 療育手帳とは、知的障がいにより日常生活や社会生活において制約がある人に、様々な支援を受けやすくするために交付する手帳です。程度が重い順にⒶ・A・B・Cの等級があります。

療育手帳交付者の障がい程度は、令和5年4月1日現在、障がい程度「C」が158人と最も多く、全体の34.3%を占めています。次いで「B」の116人（全体の25.2%）、「A」の103人（全体の22.4%）「Ⓐ」の83人（全体の18.0%）の順になっています。

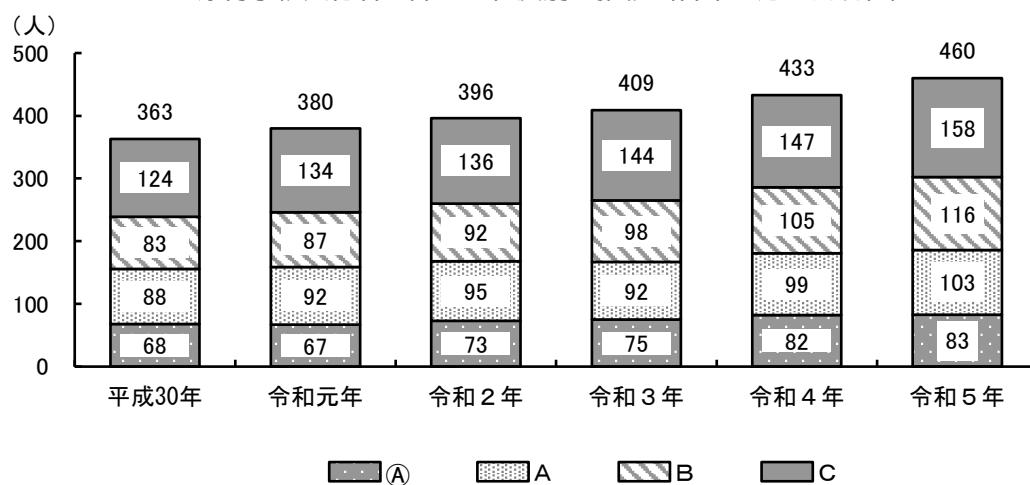
療育手帳交付者の障がい程度別の推移(各年4月1日現在)

単位：人

区分	Ⓐ	A	B	C	合計
平成30年	68	88	83	124	363
令和元年	67	92	87	134	380
令和2年	73	95	92	136	396
令和3年	75	92	98	144	409
令和4年	82	99	105	147	433
令和5年	83	103	116	158	460

資料：茨城県福祉相談センター

療育手帳交付者の障がい程度別の推移（各年4月1日現在）



3 精神障がい者保健福祉手帳交付者・自立支援医療

(精神通院)受給者の状況

本市における精神障がい者保健福祉手帳^{※3}交付者数は、令和5年4月1日現在、527人（他の障がいとの重複を含む）で、人口の0.75%となっています。平成30年は373人であり、この5年間で154人の増加（1.41倍）となっています。

自立支援医療（精神通院）受給者数は、令和5年4月1日現在、1,090人で、人口の1.55%となっています。平成30年は846人であり、この5年間で244人の増加（1.29倍）となっています。

精神障がい者保健福祉手帳交付者数及び自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

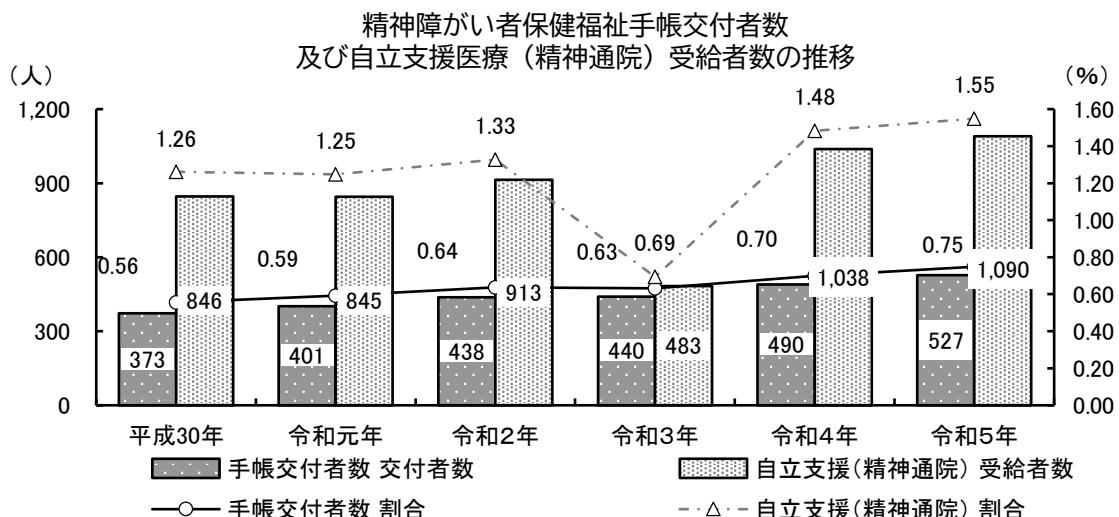
（各年4月1日現在）

単位：人・%

区分	人口 (住民基本台帳) 視覚	精神障がい者保健福祉手帳		自立支援（精神通院）	
		交付者数	割合	交付者数	割合
平成30年	67,105	373	0.56	846	1.26
令和元年	67,729	401	0.59	845	1.25
令和2年	68,828	438	0.64	913	1.33
令和3年	69,573	440	0.63	483	0.69
令和4年	69,996	490	0.70	1,038	1.48
令和5年	70,404	527	0.75	1,090	1.55

資料：茨城県精神保健福祉センター

（注）自立支援医療（精神通院）の令和3年に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響により、有効期限の自動延長措置が取られたため、交付件数が減っています。



※3 精神障がい者保健福祉手帳とは、精神の障がいにより長期にわたり日常生活や社会生活において制約がある人に、様々な支援を受けやすくするために交付する手帳です。程度が重い順に1級から3級までの等級があります。

精神障がい者保健福祉手帳交付者の障がい程度は、令和5年4月1日現在、2級が319人と最も多く、全体の60.5%を占めています。次いで3級の179人(全体の34.0%)、1級の29人(全体の5.5%)となっています。

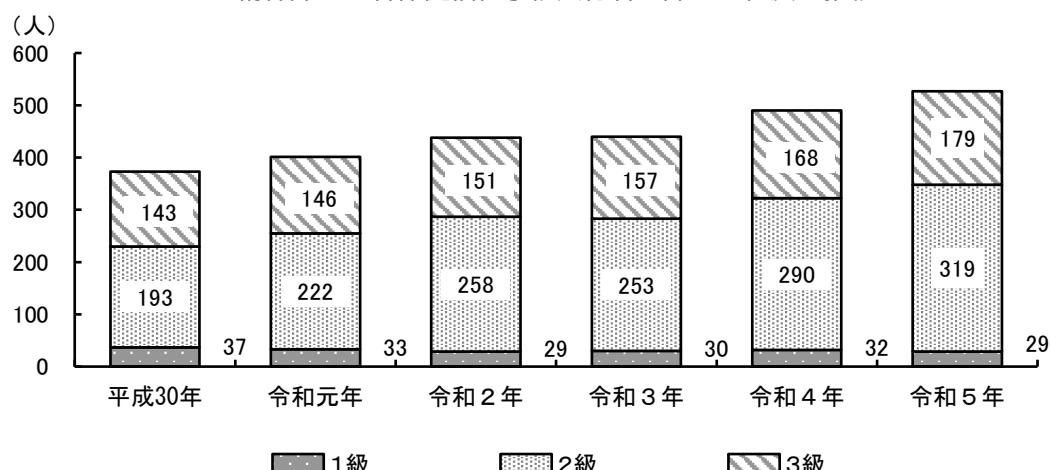
精神障がい者保健福祉手帳交付者の障がい程度の推移(各年4月1日現在)

単位：人

区分	1級	2級	3級	合計
平成30年	37	193	143	373
令和元年	33	222	146	401
令和2年	29	258	151	438
令和3年	30	253	157	440
令和4年	32	290	168	490
令和5年	29	319	179	527

資料：茨城県精神保健福祉センター

精神障がい者保健福祉手帳交付者の障がい程度の推移



自立支援医療（精神通院）受給者の疾病分類別状況は、令和5年4月1日現在、「気分障がい」が484人（全体の44.4%）で最も多く、次いで「統合失調症、統合失調型障がい及び妄想性障がい」が259人（全体の23.8%）となっており、これらを合わせると743人となり、全体の半分以上（全体の68.2%）を占めています。

疾病分類ごとに平成30年4月1日現在と令和5年4月1日現在とを比較すると、「精神遅滞」は19人で13人増加（3.17倍）しており、次いで「小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障がい」が38人で22人の増加（2.38倍）の増加、「成人の人格及び行動の障がい」が4人で2人（2.00倍）の増加となっています。

自立支援医療（精神通院）受給者の疾病分類別状況(各年4月1日現在)

単位：人

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
症状性を含む器質性精神障がい	20	26	26	16	36	34
精神作用物質使用による精神及び行動の障がい	10	13	16	8	14	14
統合失調症、統合失調症型障がい 及び妄想性の障がい	243	251	247	114	261	259
気分障がい	329	360	395	211	453	484
神経症ストレス関連障がい 及び身体表現性障がい	75	79	95	43	105	123
生理的障がい及び身体的要因に関連した行動症候群	2	2	3	2	4	2
成人の人格及び行動の障がい	2	3	3	2	4	4
精神遅滞	6	9	6	8	15	19
心理的発達の障がい	36	42	51	33	53	60
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障がい	16	21	29	20	39	38
てんかん	34	39	42	26	53	52
その他の精神障がい	0	0	0	0	1	1
分類不明	0	0	0	0	0	0
合計	773	845	913	483	1,038	1,090

資料：茨城県精神保健福祉センター

(注) 令和3年に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響により、有効期限の自動延長措置が取られたため、交付件数が減っています。

4 障がい支援区分別の認定者数

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」では、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す指標として、「障がい支援区分」を設けています。この「障がい支援区分」には6つの段階があり、「区分1」が支援の必要性が最も低い状態を表し、「区分6」が最高の状態を表しています。

本市における障がい支援区分別の認定者数は、令和5年4月1日現在で308人となっています。障がい支援区分別では、「区分2」と「区分3」が67人（全体の22.0%）で最も多く、次いで「区分4」の64人（全体の20.8%）、「区分6」の56人（全体の18.2%）となっています。

障がい種別でみると、知的障がい者が127人（全体の41.2%）で最も多く、次いで精神障がい者が93人（全体の30.2%）、身体障がい者が44人（全体の14.3%）となっています。

障がい支援区分別の認定者数(令和5年4月1日現在)

単位：人

区分	身体	知的	精神	身体 + 知的	身体 + 精神	知的 + 精神	身体 + 知的 + 精神	難病	難病 + 身体	合計
区分1	0	2	5	1	0	0	0	0	0	8
	(0.0)	(1.6)	(5.4)	(4.8)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(2.6)
区分2	1	17	44	0	1	1	0	2	1	67
	(2.3)	(13.4)	(47.3)	(0.0)	(11.1)	(20.0)	(0.0)	(40.0)	(33.3)	(21.8)
区分3	14	13	32	1	1	3	0	2	1	67
	(31.8)	(10.2)	(34.4)	(4.8)	(11.1)	(60.0)	(0.0)	(40.0)	(33.3)	(21.8)
区分4	7	39	9	2	4	1	1	0	1	64
	(15.9)	(30.7)	(9.7)	(9.5)	(44.4)	(20.0)	(100.0)	(0.0)	(33.3)	(20.8)
区分5	4	32	3	4	2	0	0	1	0	46
	(9.1)	(25.2)	(3.2)	(19.0)	(22.2)	(0.0)	(0.0)	(20.0)	(0.0)	(14.9)
区分6	18	24	0	13	1	0	0	0	0	56
	(40.9)	(18.9)	(0.0)	(61.9)	(11.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(18.2)
合計	44	127	93	21	9	5	1	5	3	308
	(14.3)	(41.2)	(30.2)	(6.8)	(2.9)	(1.6)	(0.3)	(1.6)	(1.0)	(100.0)

資料：社会福祉課

|| 5 難病患者の状況

令和3年11月1日から、難病医療費助成制度の対象疾病（指定難病）が338疾病に拡大されました。また、小児慢性特定疾患の対象疾患については、令和3年11月1日から788疾患に拡大されています。

本市における指定難病特定医療費受給者証^{※4}交付者数は、令和5年4月1日現在で567人であり、平成30年4月1日現在からは128人の増加（1.29倍）となっています。一方、小児慢性特定疾患医療受給者証^{※5}交付者数は、令和5年4月1日現在で62人であり、平成30年4月1日現在からは11人の減少（0.85倍）となっています。

指定難病特定医療費受給者証交付者数(各年4月1日現在)

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
指定難病特定医療費受給者証	439	437	490	541	491	567

資料：茨城県竜ヶ崎保健所

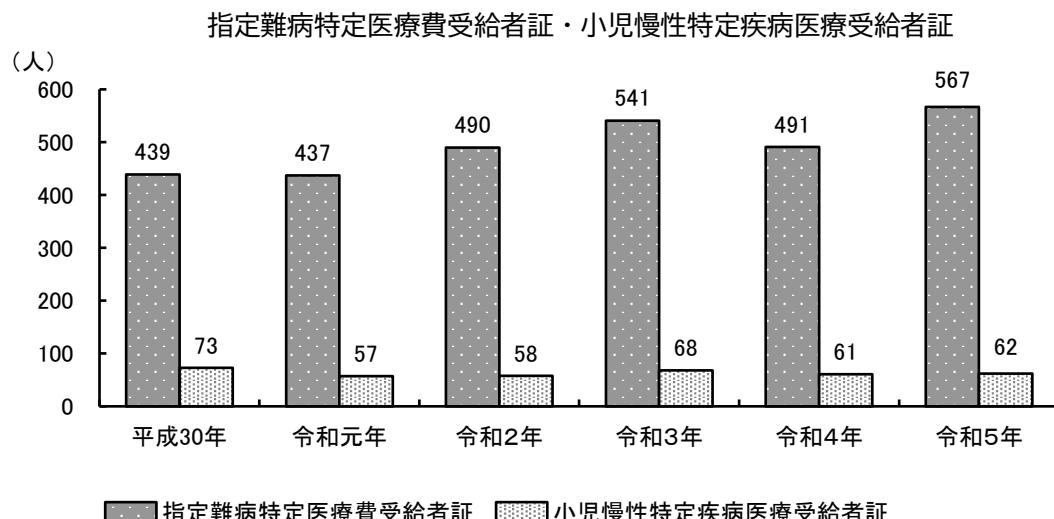
小児慢性特定疾患医療受給者証交付者数(各年4月1日現在)

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小児慢性特定疾患医療受給者証	73	57	58	68	61	62

資料：茨城県竜ヶ崎保健所

※4 指定難病特定医療費受給者証とは、難病として指定された疾患（338疾患）にかかり、病状が一定の基準を満たす人や高額な医療費を支払っている人に対して医療費を助成するために交付される証書です。

※5 小児慢性特定疾患医療受給者証とは、小児慢性特定疾患として指定された疾患（788疾患）にかかった児童の医療費を助成するために交付される証書です。



6 要支援・要介護認定者の状況

介護保険制度における要支援・要介護認定者は、心身の機能の低下により、日常生活に支援が必要とされたり介護が必要とされる人です。本市における要支援・要介護認定者数は、令和5年3月31日現在で、2,225人（第1号被保険者※⁶2,182人、第2号被保険者※⁷43人）となっています。平成30年は1,715人（第1号被保険者1,662人、被保険者53人）であり、この5年間で510人の増加（1.30倍）となっています。

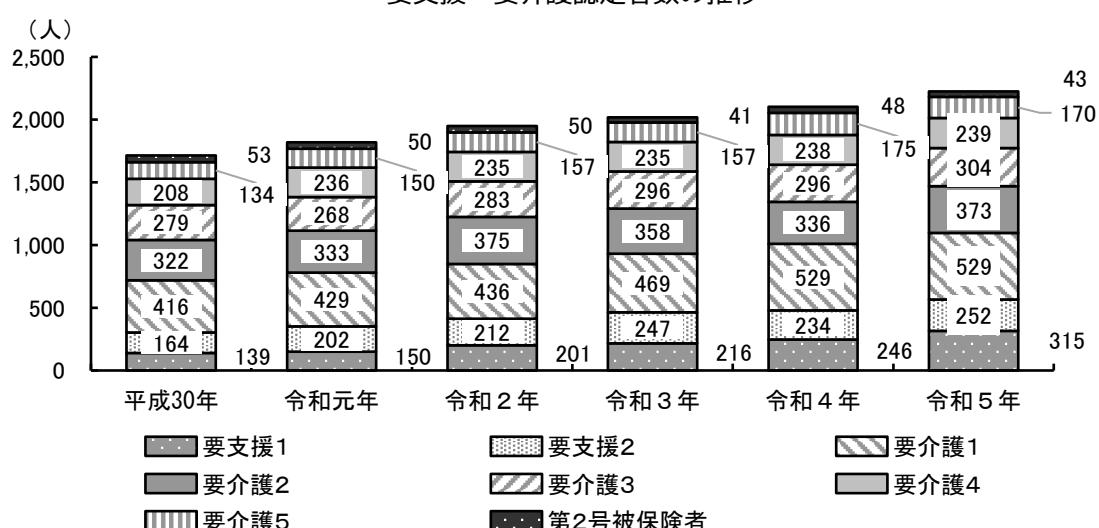
要支援・要介護認定者数の推移(各年3月31日現在)

単位：人

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
第1号被保険者	要支援1	139	150	201	246	216
	要支援2	164	202	212	234	247
	要介護1	416	429	436	529	469
	要介護2	322	333	375	336	358
	要介護3	279	268	283	296	296
	要介護4	208	236	235	238	235
	要介護5	134	150	157	175	157
	小計	1,662	1,768	1,899	2,054	1,978
第2号被保険者		53	50	50	50	48
合計		1,715	1,818	1,949	2,028	2,102
						2,225

資料：介護福祉課

要支援・要介護認定者数の推移



※6 第1号被保険者とは、介護保険被保険者のうち、65歳以上の人です。

※7 第2号被保険者とは、介護保険被保険者のうち、40歳以上65歳未満の医療保険加入者です。

7 教育の状況

(1) 特別支援学級

市内の公立学校における特別支援学級^{※8}の在籍者数及び学級数の状況は、在籍者数及び学級数ともに年々増加傾向にあり、令和5年5月1日現在の小学校・中学校合計での在籍者数は287人で、令和2年5月1日現在と比べて61人の増加（1.27倍）となっています。

また、令和5年度における小学校・中学校合計の特別支援学級の在籍者数及び学級数の状況は、「自閉症・情緒障がい学級」の在籍者数が184人、学級数が31学級と最も多く、次いで、「知的障がい学級」の在籍者数が90人、学級数が16学級となっています。

特別支援学級の在籍者数及び学級数の状況（各年5月1日現在）

①小学校

単位：人・学級

区分	知的障がい学級		自閉症・ 情緒障がい学級		言語障がい学級		合計	
	在籍 者数	学級数	在籍 者数	学級数	在籍 者数	学級数	在籍 者数	学級数
令和2年	60	10	81	15	22	5	163	30
令和3年	52	10	88	16	12	3	152	29
令和4年	55	10	113	19	12	3	180	32
令和5年	71	12	139	23	13	3	223	38

②中学校

単位：人・学級

区分	知的障がい学級		自閉症・ 情緒障がい学級		言語障がい学級		合計	
	在籍 者数	学級数	在籍 者数	学級数	在籍 者数	学級数	在籍 者数	学級数
令和2年	28	5	35	6			63	11
令和3年	21	5	41	7			62	12
令和4年	22	5	39	7			61	12
令和5年	19	4	45	8			64	12

③小学校・中学校合計

単位：人・学級

区分	知的障がい学級		自閉症・情緒障がい学級		言語障がい学級		合計	
	在籍者数	学級数	在籍者数	学級数	在籍者数	学級数	在籍者数	学級数
令和2年	88	15	116	21	22	5	226	41
令和3年	73	15	129	23	12	3	214	41
令和4年	77	15	152	26	12	3	241	44
令和5年	90	16	184	31	13	3	287	50

資料：守谷市教育委員会教育指導課

※8 特別支援学級とは、教育上特別な支援を必要とする児童生徒のために小・中学校に置かれる学級です。

(2) 特別支援学校（身体）

身体に障がいのある児童生徒が通学する特別支援学校^{*9}について、本市は、下妻市にある「茨城県立下妻特別支援学校」の通学区域となっており、本市の他に常総市、取手市、つくばみらい市、下妻市、坂東市、筑西市、古河市、結城市、桜川市、境町、八千代町、五霞町に住む身体に障がいのある児童生徒が主に通学しています。

茨城県立下妻特別支援学校における守谷市の児童生徒の在籍者数は、令和5年5月1日現在で6人となっており、令和2年5月1日現在からは2人増加(中学部1人増、高等部1人増)しています。

茨城県立下妻特別支援学校の在籍者数(各年5月1日現在)

単位：人

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学部	40 (2)	43 (3)	43 (2)	43 (2)
中学部	25 (1)	24 (1)	22 (2)	17 (2)
高等部	37 (1)	37 (1)	23 (1)	20 (2)
合計	102 (4)	104 (5)	88 (5)	80 (6)

資料：茨城県立下妻特別支援学校

(注) カッコ内は守谷市の児童生徒数です。

茨城県立下妻特別支援学校高等部卒業生の進路は、障がい福祉サービス事業所の利用が各年を通じて最も多くなっています。守谷市の生徒では令和5年に1人が卒業後に障がい福祉サービス事業所を利用しています。

茨城県立下妻特別支援学校高等部卒業生の進路(各年3月31日現在)

単位：人

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
進学	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
就職	2 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)
障がい福祉サービス事業所	12 (0)	5 (0)	11 (0)	12 (1)
地域活動支援センター	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
茨城県委託訓練施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
在宅	1 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (0)
その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	15 (0)	6 (0)	15 (0)	13 (1)

資料：茨城県立下妻特別支援学校

(注) カッコ内は守谷市の児童生徒数です。

※9 特別支援学校とは、障がいのある児童生徒に対し、幼稚園、小・中学校又は高等学校に準ずる教育を行うとともに、学習上・生活上の困難を克服し自立を図るに必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。

(3) 特別支援学校（知的）

知的障がいのある児童生徒が通学する特別支援学校について、本市は、つくばみらい市にある「茨城県立伊奈特別支援学校」の通学区域となっており、本市の他に常総市、取手市、つくばみらい市に住む知的障がいのある児童生徒が主に通学しています。

茨城県立伊奈特別支援学校における守谷市の児童生徒の在籍者数は、令和5年5月1日現在で102人となっており、令和2年5月1日現在からは25人増加（小学部2人減、中学部6人増、高等部21人増）しています。

茨城県立伊奈特別支援学校の在籍者数(各年5月1日現在)

単位：人

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学部	125 (37)	143 (38)	158 (37)	154 (35)
中学部	77 (26)	84 (31)	81 (27)	88 (32)
高等部	90 (14)	86 (22)	98 (30)	106 (35)
合計	292 (77)	313 (91)	337 (94)	348 (102)

資料：茨城県立伊奈特別支援学校

（注）カッコ内は守谷市の児童生徒数です。

茨城県立伊奈特別支援学校高等部卒業生の進路は、障がい福祉サービス事業所の利用が各年を通じて最も多くなっています。守谷市の生徒では令和5年に3人が卒業後に障がい福祉サービス事業所を利用しています。

茨城県立伊奈特別支援学校高等部卒業生の進路(各年3月31日現在)

単位：人

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
進学	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
就職	12 (2)	18 (2)	10 (6)	11 (0)
障がい福祉サービス事業所	18 (4)	19 (1)	14 (2)	17 (3)
地域活動支援センター	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
茨城県委託訓練施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
在宅	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	30 (6)	37 (3)	24 (8)	28 (3)

資料：茨城県立伊奈特別支援学校

（注）カッコ内は守谷市の児童生徒数です。

(4) 守谷市こども療育教室

守谷市こども療育教室^{※10}の利用者数は、年々増加しており、令和5年3月31日現在で、146人となっています。

守谷市こども療育教室利用者数（各年3月31日現在）

単位：人

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
利用者数	124	128	138	146

資料：守谷市こども療育教室

守谷市こども療育教室利用者の就学先進路の状況は、小学校（特別支援学級）への就学者数が最も多く、小学校（通常学級）と合わせると、毎年76%以上となっています。

守谷市こども療育教室利用者の未就学児の就学先進路の状況（各年3月31日現在）

単位：人

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
特別支援学校	4	8	4	4
小学校（特別支援学級）	11	11	25	19
小学校（通常学級）	15	15	14	3
合計	30	34	43	26

資料：守谷市こども療育教室

※10 守谷市こども療育教室とは、発達に遅れや偏りのある未就学の児童及びその保護者に対して、日常生活における基本的な動作の訓練及び指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を目的として市が設置する児童発達支援事業所です。

|| 8 雇用の状況（常総公共職業安定所管内）

障がいのある人の雇用状況は、令和4年6月1日現在、民間企業における障がいのある人の実雇用率は1.98%となっており、全国の民間企業の実雇用率の2.25%を0.27ポイント下回っています。

一方、法定雇用率達成企業の割合は同日現在で56.3%となっており、全国の民間企業の法定雇用率達成企業の割合の48.3%を8.0ポイント上回っています。

障がいのある人の雇用状況(各年6月1日現在)

単位：事業所・人・%

区分	令和2年	令和3年	令和4年
対象事業所数（A）	141	149	144
法定雇用労働者数	17,174	18,214	17,589
障がい者雇用数	384	341	348
実雇用率	2.24	1.87	1.98
達成事業所数（B）	79	80	81
未達成事業所数	62	69	63
達成率（B）/（A）	56.0	53.7	56.3

資料：常総公共職業安定所

(注1) 実雇用率は、小数点第3位を四捨五入
達成率は、小数点第2位を四捨五入

(注2) 数値は、常総公共職業安定所管内のみ

(注3) 障がい者雇用数は、重度の身体・知的障がい者は1人の雇用をもって2人を雇用しているものとし、重度以外の身体・知的障がい者及び精神障がい者の短時間勤務職員は0.5人分として計算

(注4) 常総公共職業安定所管内は、守谷市、常総市、坂東市及びつくばみらい市の4市

令和4年6月1日現在の民間企業における産業別雇用状況は、「卸・小売」では実雇用率2.50%、「サービス業」では実雇用率2.24%となり、法定雇用率（2.3%）を上回る結果となっていますが、その他の産業では法定雇用率を達成できていません。

民間企業における産業別雇用状況(令和4年6月1日現在)

単位：事業所・人・%

区分	製造業	運輸・郵便業	卸・小売	医療・福祉	サービス業	その他	合計
対象事業所数(A)	62	23	6	28	20	5	144
法定雇用労働者数	7,370	3,100	819	3,617	2,324	360	17,589
障がい者雇用数	138	66	21	56	52	14	346
実雇用率	1.87	2.13	2.50	1.55	2.24	3.89	1.97
達成事業所数(B)	35	13	5	11	13	4	81
未達成事業所数	27	10	1	17	7	1	63
達成率(B)/(A)	56.5	56.5	83.3	39.3	65.0	80.0	56.3

資料：常総公共職業安定所

(注1) 実雇用率は、小数点第3位を四捨五入

(注2) 達成率は、小数点第2位を四捨五入

(注3) 障がい者雇用数は、重度の身体・知的障がい者は1人の雇用をもって2人を雇用しているものとし、重度以外の身体・知的障がい者及び精神障がい者の短時間勤務職員は0.5人分として計算

(注4) 常総公共職業安定所管内は、守谷市、常総市、坂東市及びつくばみらい市の4市

民間企業における従業員規模別雇用状況は、実雇用率が500人未満の従業員規模においても法定雇用率（2.3%）を下回っている状況です。

民間企業における従業員規模別雇用状況(令和4年6月1日現在)

単位：事業所・人・%

区分	46.5～99人	100～299人	300～499人	500人以上	合計
対象事業所数(A)	89	44	7	4	144
法定雇用労働者数	5,882	6,818	2,549	2,341	17,589
障がい者雇用数	99	154	40	56	349
実雇用率	1.68	2.26	1.57	2.39	1.98
達成事業所数(B)	50	26	2	3	81
未達成事業所数	39	18	5	1	63
達成率(B)/(A)	56.2	59.1	28.6	75.0	56.3

資料：常総公共職業安定所

2 用語解説

ア行

アセスメント (assessment)

対象者の心身の状態や日常生活・社会生活の状況等を総合的に把握し、本人がどのような福祉サービス等を望んでいるかを踏まえて現状を評価することです。

育成医療

身体に障がいのある児童（治療をしないと将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む）が、その障がいを除去・軽減する効果が期待できる手術等の治療を受ける場合に、医療費の一部を公費で支給する制度です。

意思決定支援

自ら意思を決定することに困難を抱える障がい者が日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みのことをいいます。

一般就労

一般企業等（官公庁を含む）への就職、在宅就労、起業することをいいます。

移動支援

地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、屋外での移動が困難な障がい者に対して外出のための支援を行う地域生活支援事業です。

医療的ケア

たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養などの医療的介助行為のことをいいます。

医療的ケア児支援センター

医療的ケア児及びその家族等への相談支援、関係機関との調整、医療的ケアについての情報の提供及び研修の実施等を行う機関です。県内では、「茨城県医療的ケア児支援センターみちしるべ」（東海村）が設置されています。

医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）を図り、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を持つ人です。

インクルーシブ教育

障がいのある児童と障がいのない児童とが共に学ぶ仕組みです。

ウェブアクセシビリティ

年齢や障がいの有無、使用する情報端末やソフトウェアに関係なく、ウェブ上の情報に不自由なくたどり着き、利用できることをいいます。

力行

介護給付

障がい福祉サービスのうち、家事や身の回りのこと等の日常生活における介護の支援を提供するサービスです。

介護補助員

障がいのある児童生徒の学校における生活の補助を行う人です。

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいの種別や各種ニーズに対応する専門的知識を有する職員を設置し、障がいのある人や関係機関からの相談に対応することを目的とした施設です。

基本指針

厚生労働大臣が障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき定めるもので、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるものをいいます。

グループホーム（共同生活援助）

地域において自立した日常生活を営む上で日常生活の援助が必要な障がい者に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う事業又は施設のことで、障害者総合支援法における「共同生活援助」のことをいいます。

訓練等給付

障がい福祉サービスのうち、日常生活や社会生活上の訓練等の支援を受けるサービスです。

行動援護

知的障がいや精神障がいにより行動に著しい障がいがあり常時介護を要する障がい者に対して、外出時における移動中の介護や行動する際の必要な援助等を行う障がい福祉サービスです。

合理的配慮

障がい者から社会の中のバリアを取り除くために何らかの対応を求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応することです。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」においては、国、地方公共団体や事業者に対して合理的配慮を提供することが求められています。

コーディネーター

福祉サービスを合理的、効率的に提供するために様々な要素を連絡・調整し、全体を取りまとめる人のことをいいます。

個別避難計画

避難行動要支援者（避難支援が必要なかた）一人ひとりについて、災害発生時の「避難支援等実施者（避難支援をするかた）」、「避難先」等をまとめた計画書のことです。

サ行

サービス等利用計画

障害者総合支援法において、障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう、障がい者のニーズや置かれている状況等を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画のことをいいます。指定特定相談支援事業者が作成します。

児童発達支援センター

児童福祉法で児童福祉施設に定義され、地域における児童発達支援の中核的な役割を担う機関をいいます。施設に通う子どもの通所支援の他、地域で暮らす障がいのある子どもや家族への支援、障がいのある子どもを預かる機関との連携・相談・支援も行います。

社会的障壁

障がい者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁（バリア）となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものです。

就労継続支援

一般の企業等で就労することが困難な障がい者のために、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のための訓練を行う障がい福祉サービスです。雇用契約を結び最低賃金を保障するA型と、雇用契約によらないB型があります。

就労定着支援

障がい福祉サービスを利用して一般の企業等に就労した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面での課題が生じている人に対して、生活面の課題を把握するとともに、就労先や関係機関との連絡調整や課題解決のための必要な支援を行うサービスです。

障がい児通所支援

児童福祉法に基づき、年齢18歳未満の人を対象として給付されるサービスです。

障がい者虐待防止センター

障がい者虐待の防止、障がい者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）に基づき、設置された機関です。障がい者の虐待にかかる通報や届け出、支援などの相談を受け、障がい者の安定した生活や社会参加を支援します。

障がい者週間

国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、障害者基本法に定められた週間です。

障害者就業・生活支援センター

障がい者の職業的自立を実現するため、身近な地域で就業面及び生活面での支援を一体的に行う施設です。

障がい福祉サービス

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、年齢 18 歳以上の人を対象として給付されるサービスです。

障がい者福祉センター

障がい者福祉の増進を図るため、市が設置している施設で、障がい者等に対し、各種相談、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーション等のための便宜を総合的に提供しています。

情報アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に不自由なくたどり着き、利用できることをいいます。

ジョブコーチ（職場適応援助者）

障がい者が職場で能力を発揮できるよう、また、障がい者を雇用している（しようとしている）事業者に障がいの特性や支援方法等を理解してもらうため、職場で雇用管理の知識を伝えるなどの個別支援を行います。地域の障がい者職業センターに配置される配置型、障がい者の就労支援を行う社会福祉法人等に雇用される訪問型、障がい者を雇用する企業に雇用される企業在籍型の種類があります。

自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する障がい者に対して、一定の期間において定期的に居宅を訪問し、家事や日常生活上の課題、体調等を確認し、必要な助言や連絡調整を行うサービスです。

身体障がい者相談員

身体障害者福祉法に基づいて、身体障がい者の福祉の増進を図るため、身体障がい者の相談に応じるとともに必要な援助を行う民間の協力者で、市町村長が委託します。

スクールカウンセラー

児童の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家です。

スクールソーシャルワーカー

いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する児童を支援する福祉の専門家です。

成年後見制度

障がいや認知機能の低下などにより判断能力が不十分なため契約等の法律行為における意思決定が困難な方を、代理権等が付与された後見人が本人の意思を尊重しつつ保護し、支援する制度のことです。

相談支援事業所

障がい者の心身の状態や本人の置かれている環境、サービスの利用意向を勘案し、障がい福祉サービスや障がい児通所支援を利用するための計画を作成する事業所です。

相談支援専門員

障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスや障がい児通所支援の利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障がいのある人の全般的な相談支援を行います。

夕行

地域移行支援

地域における生活に移行するために支援を必要とする人（障がい者支援施設に入所している人や精神科病院に入院している人等）に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談等の必要な支援を行うサービスです。

地域活動支援センター

創造的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流などを目的とした、障がい者の自立した地域生活を支援する施設です。

地域自立支援協議会

関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う会議体のことをいいます。

地域生活支援事業

自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じて市町村が提供するサービスです。

地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がい者に対して、常に連絡が取れる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に相談等の必要な支援を行うサービスです。

知的障がい者相談員

知的障害者福祉法に基づいて、知的障がい者の福祉の増進を図るため、知的障がい者又はその保護者の相談に応じるとともに必要な援助を行う民間の協力者で、市町村長が委託します。

通院等介助

移動に支援を要する障がい者に対する、病院への通院等や官公署での手続等に係る移動の介助で、障がい福祉サービスの居宅介護に含まれるサービスです。

同行援護

移動に著しい困難を有する視覚障がい者に対して、外出の際に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等の必要な援助を行う障がい福祉サービスです。

特別支援教育

児童一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、障がいの特性に応じて指導及び必要な支援を行う教育です。

ナ行

難病

「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」では、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」とされています。

難病医療費助成制度の対象疾病は、令和3年11月から338疾病（小児慢性特定疾病医療費助成制度は788疾病）とされているが、障害者総合支援法の対象となる疾病は361疾病です。

NET119

音声による119番通報が困難な人を対象に、スマートフォンや携帯電話のインターネット機能を活用して、火災や救急などの緊急通報が行えるシステムです。

ハ行

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これらに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものです。

バリアフリー

障がい者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、段差等の物理的障壁を除去することで、障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁を除去する意味でも用いられます。

避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者をいいます。

福祉的就労

一般の企業等で就労することが困難な障がい者のために、福祉的な観点から配慮された環境で就労することで、主な就労場所は障がい福祉サービス事業所や地域活動支援センターです。

訪問系サービス

障がい福祉サービスのうち、居宅を訪問して家事の援助や入浴・排泄等の支援、外出や移動の支援を行うサービスです。

補装具

障がい者の身体機能を補完・代替するもので、身体に装着して使用する用具です。

マ行

メールもりや

災害・防災情報、防犯情報、イベント情報等の市からのお知らせを、電子メールにより指定されたメールアドレスに配信するサービスです。

Morinfo（もりんふお）

市から市民生活の利便性を向上させる情報（子育て支援、防災、イベント等）を配信したり、市民が道路の陥没・公園遊具の故障・防犯灯の不具合等を発見したときに市に通報する機能を有する、スマートフォンやタブレット端末等で使用するアプリケーションです。

ヤ行

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず様々な人が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方です。

要約筆記

聴覚障がい者等のためのコミュニケーション手段の一つであって、話の内容を要約し、それを筆記して聴覚障がい者等に伝達するものとをいいます。OHP（オーバー・ヘッド・プロジェクター）を使用し、話の内容を書きスクリーンに投影する方法、パソコンで入力した画面をビデオプロジェクターで投影する方法、対象者が少ない場合は、隣で紙に書いていく方法等があります。

優先作成者

個別避難計画において、作成の優先度が高いと判断される避難行動要支援者とをいいます。守谷市では、防災ハザードマップにおいて浸水想定区域や急傾斜地で土砂災害警戒区域等に指定されている地域にお住まいのかたについて、個別避難計画を優先的に作成します。

ラ行

療育

障がいのある児童が、社会的に自立できるように取り組む治療と教育・保育のことです。

